

会

議

午前 10 時 0 分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成 19年 9 月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より 10月 3 日までの 21日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は 21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知お願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78 条の規定により、議長において、7 番 田坂富代君と 8 番 土屋 忍君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、各総会関係について申し上げます。

9 月 5 日、静岡県東部消防連絡協議会定期総会が西伊豆町で開催され、私が来賓として出席をいたしました。この総会では、静岡県 賀茂地域防災局長の前田幹夫氏による「静岡県の防災対策」と題した講演がありました。

次に、8月10日、伊東市制施行60周年記念式典及び第61回按針祭式典が伊東市観光会館ホールで開催され、副議長と私が出席をいたしました。

次に、9月3日、平成19年度伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会、並びに伊豆縦貫自動車道建設推進期成同盟会による合同促進大会が三島市で開催され、私が出席をいたしました。

次に、9月10日、地方分権推進のための総決起大会が静岡市で開催され、副議長、議会運営委員長、総務文教委員長、産業厚生委員長とともに私が出席をいたしました。

次に、要望活動について申し上げます。

8月31日、国道414号整備促進期成同盟会の活動として、要望活動が実施され、静岡県庁へ私が関係市町の方々と出席をいたしました。

次に、議員研修について申し上げます。

8月21日、平成19年度静岡州市町議会議員研修会が静岡市で開催され、1名の議員が出席をされました。この研修会では、関西学院大学大学院教授の小西砂千夫による「地方分権改革と地方財政の動向」と題した講演及び静岡県総務部税務室による「静岡地方税滞納整理機構の設立について」の説明がありました。出席されました議員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

次に、市長により「車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」及び「傷害事故に係る和解及び損害賠償の額について」の専決処分事件の報告2件、並びに「下田市振興公社の経営状況説明書」の提出がありました。配付してありますので、ご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました要請書1件の写しも配付してありますので、ご覧ください。

次に、定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（須田信輔君）朗読いたします。

下総庶第111号。平成19年9月13日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成19年9月定例会議案の送付について。

平成19年9月13日招集の平成19年9月定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

認第1号 平成18年度伊豆つくし学園組合会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平

成 18年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第 3号 平成 18年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第 4号 平成 18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第 5号 平成 18年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第 6号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第 7号 平成 18年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認第 8号 平成 18年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第 9号 平成 18年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第 10号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第 11号 平成 18年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、議第 55号 静岡地方税滞納整理機構の設置について、議第 56号 政治倫理の確立のための下田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 57号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 58号 下田市道路占用料等徴収条例及び下田市法定外道路管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第 59号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議第 60号 平成 19年度一般会計補正予算（第 3号）、議第 61号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1号）、議第 62号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1号）、議第 63号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1号）、議第 64号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）、議第 65号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2号）、議第 66号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 2号）。

下総庶第 112号。平成 19年 9月 13日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成 19年 9月定例会説明員について。

平成 19年 9月 13日招集の平成 19年 9月定例会に説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 高橋正史、会計管理者兼出納室長 森 廣幸、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 糸賀秀穂、市民課長 山崎智幸、税務課長 村 嶋 基、監査委員事務局長 土屋和夫、建設課長 井出秀成、上下水道課長 磯崎正敏、観光交流課長 藤井恵司、産業振興課長 滝内久生、健康増進課長 河井文博、福祉事務所長 内田裕士、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 金崎洋一、教育委員会生涯学習課長 鈴木布喜美。

なお、渡辺副市長は、9月18日の本会議につきまして、台風4号の被害を受けた市道 八木山2号線の災害査定を受けるため、午後の審議から一時退席とさせていただきます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

一般質問

議長（増田 清君） これより、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は6名であり、質問件数は18件であります。

通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番、教育基本法の改正、教育三法の改正と下田市の教育行政について。2、指定管理者について。3、商店街活性化について。

以上3件について、5番 鈴木 敬君。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） おはようございます。政新会の鈴木 敬です。

きょうの一般質問のためにいろいろ準備してきましたんですが、昨日の時点で安倍総理が辞任するというので、非常に驚いております。その安倍政権で成立した教育基本法及び教育三法の改正について、まず質問したいと思います。

平成18年12月22日、教育基本法が約60年ぶりに改正され、公布・施行されました。また、学校教育の目標などを定めた学校教育法、国と地方のかかわりを規定した地方教育行政法、新たに免許更新制を盛り込んだ教育免許法のいわゆる教育三法が平成19年6月20日に改正され、平成20年4月1日から施行されることが決定しました。これらの法改正が下田市の教育現場、教育行政にどのような影響をもたらすのか、市長及び教育委員会にお尋ねします。

まず、教育基本法について、改正された一番大きな点は、「第2条 教育の目標」として、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が盛り込まれたことでしょうか。これはいわゆる愛国心教育であると思いますが、地方にとっては子供たちが郷土の歴史と伝統文化を学び、郷土を誇りに思う教育であり、これまではいわゆる「ゆとり教育」の中で総合的な学習の時間として、あるいは体験学習として主に実践されてきました。ところが、学力低下論争が起こり、ゆとり教育に対する批判、見直しの機運が生じ、総合的な学習の時間も週3時間から週2時間に減らされようとしています。このような事態の流れの中で、教育基

本法に言う、我が国と郷土を愛する態度をどのように実現していくのか、市及び教育委員会のお考えをまずお聞きします。

改正された教育基本法の次に大きな特徴は、国及び地方公共団体の教育に対するかかわりをこれまで以上に、より強く、より広く規定していることであると思います。

「第4条 教育の機会均等」においては、障害のある者、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者に対して支援することを規定しています。

「第5条 義務教育」においては、国及び地方公共団体は義務教育の機会の保障、水準の確保のため相互に役割分担し、協力し、責任を持つことを規定しています。

さらに、第13条において家庭教育を、第14条において幼児期の教育を、第15条では社会教育を国及び地方公共団体は支援していかなければならないと規定しております。

圧巻は、「第16条 教育行政」において、地方公共団体は当該地域の実情に応じた教育施策を策定し、必要な財政上の措置を講じなければならぬとされていることです。

そして「第17条 教育振興計画」において、政府が教育方針、基本方針、基本計画を策定、公表することを受け、「地方公共団体は前項の計画を参酌し、当該地方公共団体の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本計画を定めるよう努めなければならぬ」と規定されました。下田市は教育振興基本計画をつくらなければいけないわけです。そして、下田市の実情に応じた具体的な教育施策を策定し、そのために必要な予算措置を講じなければならぬわけです。これらの点を市長及び教育委員会はどのようにとらえておいでですか、見解をお聞きします。

教育基本法の改正に伴って、いわゆる教育三法も改正されました。順を追ってお尋ねします。

まず、学校教育法の改正について。

質問の1点目は、学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定するとされたことについてです。改正前は、小学校、中学校と並ぶ学校種順の一番最後に幼稚園がぼつんと置かれていたが、法改正後は、幼稚園、小学校、中学校の順となり、学校教育は幼稚園から始まるんだということが明確にされたんだと思います。

しかし、一方、去る8月10日に新聞発表された「平成19年度学校基本調査」速報値によると、小・中学校の不登校生は前年比3.7%増の12万7,000人に上り、中でも小学校1年生が増加している。静岡県下では小学校1年生の不登校生は前年25名からほぼ倍の47名に増えている。さらに、新1年生は授業中に先生の言うことを聞かず、自分勝手に動き、規律ある授業

が成り立たないといような事例も多く報告されております。これらは、幼稚園教育と学校教育との間に大きな断絶があるのではないかと推測されます。

下田市は平成 19年 4月から保育所の管轄を福祉事務所から学校教育課に移しました。幼保一元化や認定こども園の設立など、幼稚園と保育所の融合を将来的に実現していこうとしています。その過程において、まず幼稚園の統廃合を推し進めています。このような下田市の幼児教育の現状と学校教育法改正の趣旨とがどのように一致するのか、また、しないのか、市及び教育委員会の見解をお聞きします。

学校教育法改正の 2点目の質問は、学校評価及び情報提供に関する規定の整備についてです。

改正法では、「学校は学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努めることとする。」また、「学校は保護者等との提携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする」とあります。

最初の点に関しては、学校教育法施行規則の改正により、既に平成 12年から学校評議員制が取り入れられています。平成 17年現在、全国の公立学校の 82%が学校評議員を設置していると言います。下田市には現在、学校評議員を設置している学校は幾つありますか。何名が評議員に指名されておりますか、お聞きします。

2番目の点に関しては、地方教育行政法の平成 16年の改正に伴い、17年度から学校運営協議会という制度が導入されております。下田市は、学校運営協議会設置にどのように取り組んでおられますか、お聞きします。

学校評議員制度と学校運営協議会は、我が国の学校管理運営組織の伝統に欠けていた地域住民の参画を保障する仕組みとして導入されたものであります。また、「開かれた学校づくり」と「学校の自主性・自立性の確立」という 2つの改革動機があると言われております。この点についての市及び教育委員会の見解をお聞きします。

次に、地方教育行政法の改正について。

この改正の要点は、教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申書を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育に対する地方分権の推進を図ることにあると思えます。

私は、かねてから教育委員の選任の際には、新たに選任される人は、ご自身の教育についての基本的な考え方、また、教育委員会の現状をどのように把握しているのか、教育委員として何をしたいのか等、基本的な見解を明らかにすべきだと主張してきましたが、残念ながら

ら今のところ受け入れられてもらえません。

教育は国の根幹をなすものであります。我が国の将来を担う若者を育て上げる大事な事業であります。少子・高齢、人口減少社会が進行する時代にあって、教育の役割はますます大きくなっていきます。そして、地域の教育の行政の核となるのが教育委員会であるとされています。しかし、現実の教育委員会のありようにはさまざまな問題点があると思われま

す。例えば、浜崎幼稚園や稲生沢幼稚園の統廃合問題で露呈されたのは、長期的な視野に立った基本計画に基づいて行われたのではなく、市の財政上の理由だけで短兵急に事を行ったのではないかという懸念です。教育委員会の中で、どのような議論がなされ、結論に至ったのか、その内容が外部に十分に伝わってきませんでした。

さらに、学校再編整備審議会を立ち上げましたが、これも問題を審議会に丸投げしているのではないかと懸念が消えません。教育委員会が形骸化しているのではないかという懸念です。まさに教育委員会の責任体制の明確化が問われているのだと思います。教育長の見解をお聞きします。

次に、教育委員会の体制の充実という点では、市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の体制の整備充実に努めることとするとうたわれています。これは下田市の現状に当てはめてみると、賀茂郡1市5町の合併と緊密にリンクする問題であると思います。教育の観点からも市町村合併が要請されているということだとも思いますが、この点、市長、教育長はどのようにお考えですか、お聞きします。

教育における地方分権の推進も地方教育行政法改正の大きな眼目です。内容として、1、教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化する。2、文化・スポーツの事務を首長が担当できるようにするとあります。

1の点について、保護者の選任を義務化するとはどのような意味としてとらえるのか、見解をお聞きします。

2の点については、既に島根県出雲市は、平成13年4月には市長部局の中に文化財、芸術文化、スポーツ、図書館などの社会教育、生涯学習分野を移管させています。これにより、教育委員会事務局は学校教育に特化されることになりました。同様の動きは愛知県高浜市や群馬県太田市など全国的に広がっています。下田市は法改正を受けて、この点をどうする意向なのか、市長、教育長の見解をお聞きします。

以上で、教育に関する質問を終わり、次に、指定管理者の問題についてお尋ねします。

9月3日、下田市公共施設利用推進協議会が公共施設の運営方法及び利用推進についてと

いう答申を市長に提出しました。文化会館、敷根公園、スポーツセンター、生きがいプラザの4施設についてのもので、いずれも振興公社が指定管理者として管理運営に当たっている施設です。答申では、4施設とも施設の性格上、公募によらない選定方法で、振興公社による指定管理の継続が望ましいとされました。平成5年から、指定管理者制度以前から一貫して委託管理をしてきた経験と実績が高く評価されたものであり、また、各施設とも老朽化などによる施設改修や更新の必要性が指摘され、その点では振興公社の方が市の財政状況に配慮した整備計画が立てやすいということも理由の1つとされています。しかし、同時に、今後の課題も指摘されています。

例えば、振興公社に対する評価は、今まで振興公社が地域コミュニティーを大切にしながら培ってきた人脈や経験という財産に負うところが多いとされています。これまでの経験と実績、安定性というものですが、これは反面、変化がない、かわりばえがしないということもあらわしています。

現に、市民文化会館を見た場合、利用者数が18年度は前年よりも約6,000人少ないし、振興公社の18年度決算、19年度予算の比較では、指定管理料が6,294万円から6,346万円に、約50万円増額してあるのに、収入全体で見ると、19年度予算は前年決算より約200万円少なく設定してあります。特に、利用料金収入は1,300万円の決算から1,250万円の予算計上へ、また、自主事業収入は266万円から160万円と100万円以上減額計上してあります。

敷根公園の場合も、指定管理料は、18年度決算の4,398万円から19年度予算では4,483万円へ微増させておりますが、利用料金収入で約30万円、自主事業収入で約50万円減額して予算設定しております。また、敷根公園の下田市負担年間総経費は、19年度予算において、前年比約200万円経費を多く見積もっています。指定管理者制度の導入の趣旨が公共施設に民間的経営手法を取り入れ、施設の活用を活性化させ、企業努力により収益を上げることによって自治体の施設管理経費を軽減していくことにあるとしたら、18年度決算と19年度予算の数字には物足りないものがあります。極論すれば、振興公社の熱意が感じられない。公共施設利用推進協議会の答申の中で、今後の課題として述べられた「自由度の限られた規制の中で指定管理者は自主事業を行います。指定管理者自ら行う自主事業は、インセンティブの確保の意味でも、もっと弾力的に事業を遂行できるような規制緩和への取り組みを望みます」という言葉を市も振興公社も十分考慮して、より活発な施設運営に取り組んでいただきたいと思えます。市長の見解をお聞きします。

指定管理者についての2番目の質問は、あずさ山の家自主事業についてであります。

これまであずさ山の家の自主事業については、さまざまな問題が指摘されてきました。錬成館の問題、食堂の問題、井戸水とその販売の問題等々いろいろありましたが、山の家の施設を何とか活用していこうという指定管理者の意欲は伝わってきました。

残念ながら、初年度は準備段階で終わり、収支決算としては約 3,700万円の赤字を計上したようですが、19年度の事業計画、収支計画もさらに意欲的に提案されているようです。願わくは、それらの計画が施設本来の目的と条例に整合性を保つように展開されることを願っております。

しかし、1点だけ自主事業について正しておきたいことがあります。

指定管理者は金魚すくい大会に大分力を入れているように見受けられます。今年も全国金魚すくい大会静岡下田大会を去る4月22日に、あずさ山の家を会場として、小・中学生120人、一般152人、合計272人が参加し盛大に開催されました。この大会の上位入賞者は全国大会にも出場し、今年は全国2位の栄誉を得た人も出たそうで、大変喜ばしい限りであります。

問題は、この大会が4月22日に行われたという点にあります。4月22日は、まさしく下田市議会議員選挙の投票日でありました。そして、あずさ山の家は道一つ隔てて隣接する市立須原公民館に投票所が設けられておりました。当日、この須原公民館へと向かう市道口村茅原野線は、金魚すくい大会関係者によって交通規制され、目金口方面から北の沢口方面へと一方通行にさせられたそうです。

質問します。1点目、市は4月22日、選挙投票日に山の家で金魚すくい大会が開催されることを認識しておりましたか。あるいは指定管理者から通告がありましたか。

2点目、道路を交通規制するには警察の許可を得なければならない。しかし、4月22日、指定管理者は警察の許可なく独断で一方通行規制を行ったらしい。市は認識しておりましたか。

3点目、かかる不法な交通規制によって、稲梓須原の住民の投票行動に大きな規制がかけられました。これは日本国民の基本的権利である選挙権、投票行動が不当に制約されたということだと思いますが、いかがお考えですか。

4点目、かかる不法行為が市の公共施設を使った事業においてなされたということ、そして、下田市民の最も大事な権利である市議会議員選挙の投票に影響を及ぼしたことをどうお考えですか。念のため、市立須原公民館投票区の投票率は前回88.12%から今回76.85%まで11.27%ダウンしております。

次に、商店街活性化について質問します。

下田市の市内経済は、いまだどん底を漂っております。各種統計資料などを見ましても、例えば、観光面においては、宿泊関係ではやや明るい兆しが見えるものの、イベント動員力などの観光レクリエーション客数が減少し、トータルで観光交流数は前年とほぼ同じとなっております。それでも5年前と比べると約88%の水準です。唯一の基幹産業たる観光業がこのような状況であるために、商業、製造業、農林水産業、ともによく前年並み、総じて漸減傾向にあります。特に、商業の面においては衰退が顕著です。

原因としては、交通や通信手段の発達による大型店舗への集客化や物流システムの変化などが挙げられますが、社会全体のシステム、仕組みが急激に変転していく中で、これまでの商売の仕方が通用しなくなってきました。人口2万6,000人の町に大型店と言われるスーパー5店、家電量販店1店、日常生活雑貨店1店、ドラッグストア4店がひしめいています。昔ながらの中心商店街は、駐車場の問題など難問を抱え、後継者不足に悩み、シャッター通り化が進行しています。

このような状況の中でも、何とかせねばという動きが幾つかあらわれてきています。例えば、大横町通りは手湯・足湯で、また、二丁目・三丁目通りは花のハンキングバスケット通りをつくることによって、通りの個性をアピールし集客につなげようとしています。また、TMOは旧阿波屋旅館を活用し、NPOにぎわい社中はらくら館を開業し、それぞれ地場産品の商品化や古い建物の再活用に取り組んでいます。そのほかにも、土佐屋や茶気茶気など若い人のチャレンジも試みられています。

しかし、民間主体のこのようなさまざまな試みも、残念ながら今までのところは中心商店街全体を生き返らせるような爆発的なエネルギーにまでは高まっていません。民間の個々の動きを1つにし、大きな動きにまとめていくためには、行政の力が必要なのではないか。逆に言えば、行政はそのような個々の試みにどのようにかかわっていくのか、どのようなかかわり方ができるのか問われていると思います。

具体的な事例でお聞きします。

伊豆急下田駅前に香煎通りという小さな商店街があります。かつては駅前から旧町内に向かう町の玄関口として多くの通行量がありましたが、マイマイ通りの完成とともに人の流れが変わり、今では寂しい通りになってしまいました。平成16年の下田開港150周年事業の中で通りの名前を駅前橋通りから香煎通りに変え、通りの中ほどにある香煎堂を通りのシンボルとして、物語り性のある・特色のある商店街づくりを目指すことになりました。そこに、日本宝くじ協会が助成する「魅力ある商店街づくり助成事業」を紹介されました。補助率は

実に10分の10つまり全額補助です。早速飛びつきましたが、クリアすべき大きな条件が2つほどありました。

1つは、助成対象は市町村が中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等により実施する事業であること。つまり、事業主体は市町であり、行政が全体の基本計画の絵をかく必要があること。

2つ目は、香煎通り整備計画の中心となる香煎堂の再建は、香煎堂が宗教施設であり、自治体としては宗教の自由の観点から手をつけられないということでした。結局、香煎通り整備計画は中途挫折し現在に至っています。

そこでお聞きします。

1点目、民間の自助努力に対して、行政はどのようにかかわるのか、あるいは行政の本来的な役割とは何か。

2点目、中心市街地商店街振興に関する基本計画を策定する意思はあるのか。

3点目、自治体は宗教施設にはかかわれないというが、宗教施設たる要件を満たすものは何か。つまり、どのような条件であれば宗教施設というのか。

以上について、市長及び担当課のお考えをお聞きします。

以上で主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 主旨質問の中で、大変いろいろな問題点が提起をされました。

まず、議員がおっしゃったように、昨日安倍総理が辞任という形で衝撃を受けたわけであり、まずけれども、まさに安倍総理が60年ぶりに改定をしました教育基本法、この問題が今日、下田の議会でトップで出されるということは、まさにタイミングがうまく合ったのかなという感じを受けながら聞かせていただいたわけであります。

ご質問が大変多くてあれなんです、私の方に少し振られた部分だけは若干お答えをして、あとはやはり専門である教育長の方からの答弁をお願いをしたいというふうに思いますが。

まず1点、市の教育振興基本計画をつくらなければいけないというものについて、市長、教育長の考え方ということでございました。

まず、この問題につきましては、ご存じのように学校教育というのは任命権者が県にあるわけであります。この計画も作成につきましては、まず国が基本的な計画を定めて、それが国・県、それから市の方へ流れてくるというふうに聞いております。ですから、この辺の問

題につきましては、また、後ほど教育長の方から詳しくご説明があるかと思いますが、やはり県の教育委員会がどのようにこれに取り組むか、これによって市の考え方も決まってくるという順序があるのではなからうかなというふうには考えております。

それから、もう一つ、改正法の中で述べられておりますような、スポーツ及び文化に関する事務の所掌の弾力化ということで、これが市長部局で対応できるというような形のご質問でございました。

今、下田市の場合も、学校教育課、それから生涯学習課に分かれているわけでありませけれども、その分野で言えば、生涯学習が担当しておるいろいろな分野のものが市長部局にも移る可能性はあるというようなことで、これに対して市の市長の考え方というご質問であろうかという理解をさせていただきます。

この問題につきましては、やはりこの法改正でできるようになった、あるいはもう既に全国でも幾つかのところを取り上げているという議員のお話でございました。現在、静岡県の方では42市町のうち1市だけが取り組みを始めているというふうに聞いております。しかしながら、やはり社会教育分野におきましても、いろいろ学校教育との関連がございますので、簡単にその分野を切り離して、教育委員会は学校教育だけに特化するということもいろいろ問題点はまだあるのではなからうかという判断のもとに、やはりこの問題につきましては、例えば県で今言ったように、1市やっているところがあれば、その辺がうまくいっているのか、それが逆にいい結果になっているのか、こういうことを検討を進めて我々の考え方をつくっていくべきであろうと、こんなふうな認識を持っております。

それから、2つ目の指定管理者の問題でございますけれども、先般、この指定管理者の中の敷根公園、市民会館、それから生きがいプラザ、スポーツセンター、この4施設につきましては、市の公共施設の利用協議会の方に諮問をいたしました。この協議会の中で7月11日より計6回集中的に審議が行われまして、先般、9月3日に答申をいただいたところであります。いろいろな問題点がある中で、やはり公社の努力、それから各施設の性格性、あるいは市民との流れ、こういうことを踏まえて答申の中では今までどおり振興公社にお任せしたらいいんじゃないかと。

ただ、いろいろな問題で今後もしっかり長期的な考え方で運営していくには、従来の2年という任期では短いのではなからうかということで、5年が適切であるというような答申をいただいております。今後、この答申の内容に沿って事務手続を進めて、また、12月には議会の方に議案上程をさせていただきたいというふうには考えております。

議員の1つだけ質問がありました。この答申の中で、7つほど指摘項目があった中の2つ目に、指定管理者の自主事業に対するインセンティブについて、どのように考えるかというところでございました。やはり自主事業をいろいろ行っても、例えば、そこで利益を上げる - 指定管理者ですから利益を上げることができるわけでありませけれども、それをいろいろ市の予算化の中に吸収してしまうんでは、やはりやる気の問題という問題もあるのではなかろうか、こういうご質問だったというふうに思います。

過去の議会の中でも答弁させていただいておりますように、やはりそういうものにつきましては内部留保、また、それを使ってよりよい市民のための自主事業運営ができるような考え方で前向きに行くという今までの答弁のとおり、この答申の中につきましても、そのような方向性で進めさせていただきたい、こんな考え方を私自身は持っております。

それから、2つ目のあずさ山の家自主事業の中で、今、議員の方から、4月22日の市会議員の選挙のときに金魚すくい大会が山の家で行われていたということで、極論的には、その一方通行の問題、それから須原の公民館の投票率がこのために下がったのではないかというような形の影響を受けたのではなかろうかというようにご指摘でございました。

4つほど今ご質問があったというふうに思いますが、まず、この4月22日に金魚すくい大会が開催をされることを認識していたか、あるいは通告が市の方であったかということでございます。これにつきましては、従来のこの自主事業計画の中では、6月ごろというふうに聞いておったんですが、実際には4月22日に、これはやはり事業者の方の都合が何かあったんだというふうに思います。この自主事業の決定したのは、下田市で行われる選挙の選挙日が決まる前に、もう既にこの日が金魚すくい大会ということで、多分先方も変更ができない事情もあったんであろうというふうに思います。

それから、市道の口村、それから茅原野線が大変込んで、それを一方的に、その一方通行にしたということで、投票に行かれる方にいろいろ弊害があったのではなかろうか、そのために投票率等も大変、1%ぐらい下がったというようにお話でございましたけれども、多分予想外の方がその金魚すくい大会、先ほど、今、議員の方からは270名ぐらいですか、集まったということで、大変大きなぎわいを示した。当然、その間に投票所があるということで、投票に来られる方もいらっしゃる。多分いい方に考えれば臨機応変で、車の混雑を避けるために臨機応変的な措置をとってくれたというふうに理解をすればいいのではなかろうかという、当然長時間にわたっての一方通行の規制ということではなかったというふうに思います。

その辺で選挙管理委員会の方にも当日選挙に行くのに、それが障害になったということのクレームは1件も入っておりません。ということで、市の方にはその苦情が寄せられなかったということでございます。今後は、たまたまそういう日にぶつかってしまったということを見ると、何らかの形で、もし今後、4年に一遍の選挙ですけれども、そういう事態が生じるようなことがあったときには、市の方も日程調整ということも考えていかなければならないのかなということは、今のご指摘で考えております。

ちなみに、須原の公民館、議員の方から11%ぐらい下がったということでございますが、大変残念ながら今回は、この市会議員の選挙、たまたま国政選挙もダブルつたんでありますけれども、市の全体の投票率からいけば、8.37%落ちています。ですから、この須原の公民館だけがこの原因で投票率が下がったということではなくて、例えば、上大沢、大沢というのは意外にいつも投票率がいいところなんですけれども、これも11%落ちております。それから、南校のところですね、体育館を使う投票所、これも約11%、10.94ですから、11%落ちております。ですから、こういう数字を見ますと、それが要因で投票に大変な支障があったというふうな認識はしておりませんので、ご理解をいただきたい、このように思います。

ちなみに、下田小学校、市の真ん中にある、何も障害がない投票所でも、9%以上の投票率が落ちておりますので、やはりいろいろな原因が重なっておったのではなかろうか、こんな理解をしているところであります。

3つ目の商店街の活性化の問題で、いろいろお話の中で3つほど質問をぶつけられました。

まず1つは、民間のこういう自助努力に対して、行政はどのように応援していくのか、あるいはかわっていくのかというご質問でございました。

確かに、商店街がどんどんシャッター通り化しているというのは、これは下田だけじゃなくて本当に全国的な問題点であります。やはり大型店の進出によりまして大変苦労してあるというような状況下の中で、店じまいもしなければならぬ、これに対して行政がどのような応援をいていくかという問題につきましては、やはりそれぞれ商店街の方々がいろいろなアイデアを出して、こういうことをやりたい、それに対して行政の知恵と、例えば資金的な援助をいただきたいということが本来の筋道であろうかと思っております。

行政が商店街一つ一つこういうことをやりなさいとか、こういう計画だよということをつくるんじゃなくて、やはりその地域に合った、実情に合った中で商店街の方々が魅力ある例えば通りをつくりたい、それについてはこういう計画をしている、例えば職員も参加して計画にのってくれないか、あるいは資金的な補助というのを探してくれないか、こういうこ

とにつきましては、しっかり応援をさせていただくことはやぶさかではありません。ですから、そういう中で基盤整備等の公共事業が出てれば、これは活性化を後押しするような施策になってくるのではなからうかというふうに思います。

そういう計画をつくるにしても、やはり商店街だけじゃなくて、当然国や県とか商工会議所とか、あるいは民間のいろいろな方々が主体となって考え方をつくっていくべきであるという中で、この活性化につきましては、そういう姿勢で行政は取り組んでいきたいというふうに考えております。やはりにぎわいづくりのための施策を応援する、これは行政の役割だというふうに考えております。

それから、2つ目の商店街の中心市街地の商店振興に関する基本計画、こういうものを策定する意思はあるのかということでございますけれども、ご存じのように、中心市街地の法律が変わりまして、今までは、例えばTMOが中心となっていていろいろな事例を全国、国が例えば採択して応援する制度もありましたけれども、この中心市街地の考え方も国が大きく転換をしまして、先般法改正になったところであります。

ですから、やはりこの中心市街地の基本計画というのは、やはりかなり大かがりな今計画を、例えば行政がつくる、TMOがその窓口になる、サポートする、こういう計画で現在、国もそれに対してかなりの資金援助というのをしているわけでありましてけれども、今年の8月現在では、全国では1都市、これが採択をされました。一番新しいところでは、先般、浜松がこの中心市街地の計画が採択されまして、先般、安倍首相から認定書をいただいたところであります。

このように、今制度自身も変わってきておる中で、下田市がこの計画をつくる、勝手につくるわけにはいきませんから、やはり商店街の方々の何かこういう計画をつくりたいという、やっぱり熱意というものが行政に上がってきて後押しをするような形というふうになるのではなからうかと思えます。何でもかんでも行政がやってくれと言うんでなくて、やはりそういう中での発想ということを取り上げていきたい。

それから、3つ目の香煎堂通りの問題でありますけれども、これにつきましては、確かに議員が一生懸命取り組んで、宝くじの助成金ですね、この魅力ある商店街づくりの助成事業ということで、一度計画を聞かせていただいたことがあります。また、その商店会長さんと一緒に議員が陳情に来られたこともありました。これは確かに制度とすれば2,000万円ぐらい、これは10分の10の補助事業でありますから、全く負担がなく、上限として2,000万円が支給される商店街の振興策であります。

ただ、当時、議員とお話をさせていただいたのは、急なお話でありまして、多分その年度には上げては間に合わないという中で、多分1回これを下田市が使用すると、ほとんど何十年間この制度を使うことができません。ですから、もう少しやはり全体的な市の商店街の振興という中で計画をつくった方がいいのではなからうかという形で、そのときには断念をさせていただいたことがあるのではなからうというふうに思います。

ただ、これが香煎通りの計画が上げたから、それが果たして採択をされるかどうかわかりません。静岡県で多分認定をして、それを国の方へ上げて、全国で多分1年間に3億円ちょっとの予算、宝くじの方でとってありますので、そう考えると、2,000万の事業で全国で15都市ぐらい、商店街ぐらいということになりますので、かなり競争率も激しい。

ただ、下田市はまだこれを使っていませんので、また、議員は商店街連盟ですか - の会長さんですから、やはり各商店街の皆さんと相談して、一番いい、効率のよい、この補助金の使い道を考えて、我々も市の計画としてこれはつくらなければなりませんので、そういう形での前向きなご協議をこれからしていきたい、こんなふうに思います。

それから、香煎堂のその宗教施設という問題につきましては、当時、やはりあの施設を中心としての改築、改修をしながらの商店街のということで、あの施設が宗教施設ではなからうかという、あるいは宗教施設でないというような議論、この辺はなかなか憲法上の問題も絡んできますので、当時いろいろ調べさせていただいた経過もありますし、見解もありますので、これは後ほど担当課長の方から答弁をさせていただきたいと思 います。

議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思います、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 1分休憩

午前11時11分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、5番 鈴木 敬君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

教育長（高橋正史君） 教育基本法と教育三法の改正と下田市の教育行政についての質問に

ついて、順次お答えしたいというふうに思います。

まず、総合的な学習の時間減の流れの中で、教育基本法に示された我が国と郷土を愛する態度をどのように育てていくのかというご質問です。

こうした態度の育成については、総合的な学習の時間だけではなくて、教科、道徳、特別活動、総合の各領域の中で横断的・総合的に指導されています。例えば、社会科では、身近な地域や市・県についての理解を深め、地域社会に対する誇りと愛情を育てるとともに、我が国の国土、歴史に対する理解と愛情を育てる学習、道徳では、伝統的な文化を継承し発展させ、さらに個性豊かな文化の創造に努める資質を育てる学習、それから、特別活動においては、勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動をすると。以上は、小学校の内容であります。中学では、さらに発展的な学習内容となっています。

学校教育法の改正により、議員指摘のように義務教育の目標の中に改正教育基本法の掲げる目標の文言、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うがそのまま用いられています。今後、告示される新学習指導要領においては、今以上に内容が深まり、時間をかけることが予想されると思います。

次に、下田市の幼児教育の現状と学校教育法改正の趣旨とどのように一致するのかというご質問です。

幼保の事務を子供育成係に統合した目的は、就学前幼児の入園から小学校に就学するまでの一元的事務と幼保の適正な教育、保育環境、適正園児数とか園舎の安全性など、並びに幼児数の将来推計からの適正園数と地域配置を検討することであり、学校教育法の改正趣旨に整合しているというふうに考えています。

議員ご指摘の学校種の順序については、発達段階別に規定事務を整理すると同時に、最初に幼稚園を置くことで、生涯にわたる教育の土台づくりとしての幼稚園の重要性と小学校との相互支援の重要性を明示したと推察します。

今回の改正については、義務教育の目標に規範意識、公共の精神、家庭や家族の役割、我が国の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛する態度等、多岐にわたり盛り込みがあり、幼稚園に関する章を義務教育に関する章の欄に配置することで、義務教育以降の教育との接続の確保が幼稚園の目的として規定されていることの実質的な意味も、幼稚園を小学校以降の生涯にわたる学習が最も重要な基盤づくりのかなめと位置づけたという論弁はあります。

また、幼稚園の目的に、義務教育及びその後の教育基礎を培うものとして、規範意識の芽生えを盛り込んでいますが、不登校の原因については、大きく、病気、経済的理由、学校嫌い、その他に分類されることが多く、新聞に報道されたとする不登校の増加、特に、新1年生の不登校増加の原因が幼児教育だけにあったのかということについては明言できないというふうに思います。幼稚園では遊びを通して学ぶから、小学校での授業等、規律ある生活への切りかえの段階で適応できずに不登校になる可能性は否定できませんが、下田市においては、今のところ際立ったそういう形はないというふうに思います。

また、軽度な学習障害を持つ児童が増えているという事実からも、不登校につながることも否定できません。いずれにしても、教育委員会といたしましては、幼保において、家庭と連携をとりながら幼稚園指導要領、保育所保育指針にのっとって小学校就学までの幼児保育・教育を進めてまいりたいと考えています。

教育振興計画の作成については、先ほど市長がお答えしましたと思いますけれども、若干ダブることがあると思いますけれども、お話しさせたい。

この教育振興計画の内容は、義務規定ではなく努力規定であります。政府が基本的な計画を定め、地方がこれを参酌し、地域の実態に応じて計画を進めるシステムです。このつながりは国・県といういきなりそういうものでなくて、国・県・市町という関係であります。特に、学校教育は任命権者が県にあるので、静岡県の方針や施策は県が定め、それを実践しているのが各市町村であります。したがって、この教育振興計画を県教育委員会がどのように受けとめて、どう具体化していくのかがかぎとなるというふうに思います。策定された基本計画は、計画期間内に定期的に策定評価を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しが行われるものであるから、当然、県教育委員会より、その基本計画の推進についての方針が示されるものと思います。そこで示されたものを中心にして、市としての対応を検討していきたいというふうに思います。

しかし、この実は計画は、当初、中間答申を6月と - 国は6月としていましたが、大幅に遅れています。伊吹文部科学大臣は、6月19日の参議院の委員会で、出発点が大幅に狂うと長期的な計画と言っても絵にかいたもちになると、しっかりした計画にしようと、今はむしろ中教審に1年目の予算に歩調を合わせてもらうように、少し審議をペースダウンしてもらっていると答弁しています。いずれにしても、この計画策定に当たっての方針を見守っていきたいというふうに思います。

次に、開かれた学校づくりと学校の自主性・自立性の確立という2つの観点についてどう

なんだというふうなことです。

教育課程の編成の方針としては、文科省から次のように示されています。各学校において、法及び学習指導要領の示すところに従い、児童の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成する。つまり、各学校が法や学習指導要領のもと、地域や児童の実態を考慮し、特色ある教育課程を主体的に編成することが求められています。下田市内の小・中学校でも、地域の実態に即した特色ある教育課程が編成されていると思います。

このためには、学校と保護者、地域との連携はもちろん、学校の保護者、地域への説明責任を問われます。つまり、開かれた学校づくりと、学校の自主性・自立性の確立は別々のものではなく一体となって進められていくべきものだというふうに考えます。

質問のあった学校評議員制と学校運営協議会については、以下のような対応になっています。

学校評議員制度は、学校評議員を設置している学校は、市内すべての小・中学校 1校です。評議員の数は学校によって若干異なりますが、平均3名程度で構成されており、区長さん、PTA代表、主任児童委員、学識経験者、企業関係者等となっています。平成 18年度も成果として、次のようなことが挙げられています。

学校教育に対する校長の願いや子供たちの実態について理解していただくよい機会となった。地域における子供たちの様子について、学校では目の届かないところまで指摘してもらうなど、学校運営上、大変参考になった。地域の中で育つ、開かれた学校という意識を教職員にも、保護者、地域の方々にもそういう意識ができた。また、学校運営協議会については、文科省では保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するという公立学校の新しい仕組み、いわゆる学校運営協議会制度の推進を 2都道府県に指定都市の合計70校に委嘱して調査研究を行っているところ です。静岡県では、そのうち3校が調査研究校として委嘱されているところであります。間もなく、この調査研究の結果が報告されると思います。こうした調査研究をもとに県教育委員会は学校運営協議会の成果と課題をまとめ、各市町村教育委員会に示すことが予想されます。下田市としては、こうした調査研究報告をもとに検討していきたいと思います。

教育委員会の責任体制の明確化と教育委員への保護者の選任、それから共同設置の件についてお答えします。

今回の法律の改正については、教育委員会の活性化、責任の明確化を図るために、事務局

の長である教育長に、つまり教育委員会事務局に事務委任できない事項が明記されました。これにより、教育委員会にかけられる事業は若干増加すると思うし、より教育委員会の責任が明確になってくるというふうに思います。

事務委任できない事項には、教育委員会の所轄に属する学校、その他の教育機関の設置及び廃止に関することも設けられており、以前にもこれは設けられていたんですけども、学校再編についても教育委員会で審議されると思います。

下田市においても、学校再編審議会を立ち上げ、幅広い層の意見を聴取しながら、慎重審議のもと学校再編計画を作成しています。この学校再編審議会の設置と、その趣旨については、平成18年3月の議会において承認されているところであり、この再編市民会議の審議経過は、定例教育委員会に常に報告され、学校再編の方法についての毎回教育委員より意見交換されています。こうした積み上げをもとに、学校再編審議会の答申を検討しながら再編計画を作成する予定です。

なお、教育委員会の共同設置ですが、せめて賀茂地区6町の中でというのは、教育長同士の話ではいろいろな形で学習しています。ただ、いろいろな問題がありますけれども、法的なもの、それから予算のこととかいろいろなことで難しいと思いますけれども、検討を続けていきたいというふうに思います。

教育委員への保護者の選任の義務化については、現に子供を教育している者である保護者の意向が教育行政に適切に反映される趣旨から行うものです。保護者とは、親権を行うもの及び未成年後見人を言うものでありますが、実際に当該地域では教育を受けている子供の保護者の意向が反映できるようにすることが望まれています。下田市においては、教育委員に保護者が1名入っており、選任されたときは中学校の子供の保護者でありました。今後、教育委員の退任に伴う選任について、保護者が選任されるよう恐らく検討されていくというふうに思います。

それから、最後に、文化・スポーツの件を市長部局へというふうな形で市長もお答えしましたけれども、今回の法改正は、スポーツ及び文化行政について、地域の実情やニーズに応じて地域づくりという観点から、他の地域振興等の関連行政とあわせて、市長部局で一元的に対応することを可能にしたものであります。

下田市では、現在、スポーツ・文化の事務局を教育委員会生涯学習課が担当しており、組織の改編という手続が必要となりますが、この法改正は今後のスポーツ及び文化行政の推進のために注目すべきことであります。実践している他の市町の状況を参考にしながら検討を

進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、香煎堂に絡みます香煎通りといいますが、通称香煎通りと言われる商店街の活性化に関するご質問の中で、いわゆるその宗教的な施設の経緯等についてのご質問ございましたので、答弁させていただきます。

まず、確認をここでしておきたいことは、当初、この議案につきまして、当市の方にご相談があった、いわゆる下田市商店会連盟、鈴木議員を初めといたします連盟の方々からご相談があった内容につきましては、香煎堂のそのもの、祠（ほこら）自体が古くなったので、その再建を目指したいというようなのがまず主眼としてあって、それに絡めて商店街の振興策ということの中でご相談を承っていると思います。

まず、前提となりますのは、先ほど市長の方からもお話がございましたように、いわゆる魅力ある商店街づくり助成事業と言いますのは、いわゆる市町村が事業主体となる事業でございます。ご相談があったときに、担当といたしましてはできるだけ一般財源等の自主財源の財政負担がない形でのいい方法がないかと、いい補助事業がないかということで検討した結果、先ほど市長の方からもお話がありましたとおり、2,000万が限度額ですが、100%助成の対象になると、物によっては申請の中で対象にならないところもあるかもしれませんが、基本的にはそういう形で、そういう助成事業があるということの中で担当の方はご紹介をさせていただきます。

しかしながら、我々がいろいろ調べさせていただいたところが、いわゆる香煎堂のお堂自体は、所有関係が明確ではないということの中で、これはいわゆる公金を充当する公共事業としての公共的施設の該当になるのかどうなのか、まず大前提がございます。そういった意味では非常に難しいのではないかと。

第2点の宗教的な部分については、それは附帯的に出てきた話でございますが、要するに、宗教的活動については、その行われる場所や、一般人の宗教的評価、その行為の意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断することとされているところでございます。

ご存じのとおり、一般的には特定の宗教施設に対して公金を充当するというのは、非常に問題が、開設によっては問題が起きる可能性があるということの中で、本件のいわゆる香煎堂については、共同出資等のコガセン婆さん等の記述があるようでございますが、いろいろ、

このお堂ができたいきさつは、この趣旨の中に、内容によっては、そのせきをおさめるために、ご利益を求めて祭られたコガセン婆さんの石碑が本堂となっており、現在ではせきの神様として広く尊敬されていると、市のホームページでもこのように紹介されているところがございます。また、伺うところによりますと、これから発展して、現在では地域商店街の繁盛祈願の信仰の対象にもなっているというようにも伺っております。

このように、同施設については、地域振興の対象として祭られている客観的な状況もございますので、そういった意味では宗教的な施設と位置づけるのはやむを得ないだろうというふうに我々は解釈したところであります。

そういった理由において、この事業についての対応については、ちょっとなじまないのではないかということで、担当等にご回答をさせていただいたというのが実態であろうかと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） すみません。再質問をするわけですが、ちょっと頭こんがらがるので、一つずつ項目に分けて質問したいと思います。よろしくお願いします。

まず、教育の問題なんですけれども、基本的にますますこの法改正によって地域公共団体、いわゆる自治体が教育にかかわる範囲というのが大きくなっていくんだというふうなことで、それを基本計画と同時に予算措置等と、予算もどんどんある程度見てやりなさいというふうなことで、そこら辺のところも問われているんだと思いますが、そういう面では、下田市の教育予算、年々物すごい勢いで減っています。平成 10年に比べてほとんど 19年予算は半分にまで減っているような状態で、果たして教育、下田市がどれだけ教育 - 下田市の教育について責任持ってかかわっていくのか、非常に今悲観的に考えているようなわけです。

それで、そういう法改正の中で、より自治体の役割がより要請されているという中で、予算面も含めてもう少しこれからの次代の子供たちを育てていくために、もう少し教育予算等々についても考えていくべきではないのかというふうなことを、まず一度市のお考えを聞きたいと思っております。

そしてまた、教育三法の改正の一番の眼目、根本というのは、要するに、教育委員会のあり方ではないのかというふうに思っています。教育に関する、教育に関係してくるさまざまな組織、機関の中で、市と教育委員会、そして学校との関係、それぞれの役割等が問われているんだと思いますが、その中でも市の行政とのかかわりの中で、教育委員会がどれだけ自

主性というのを発揮できるのか。要するに、教育委員会がどういうことを考えているのか、今現在、余り見えてこない。市のさまざまな予算関係であたこうだいろいろな教育的な予算も、そういうふうな形についていくんですけれども、教育委員会として教育に、下田の実情に合わせた教育をこういうふうにしていくためにこういうふうな予算とか、そういうふうなことをしていく、要請するとかいうふうな教育委員会の教育に対する考え方がなかなか見えてこない。

ですから、その主旨質問でもお聞きしましたが、幼稚園の統廃合についても、もう少しその過程でどういうふうな意見がなされたのか、教育委員会でどういうふうな議論がなされたのか。要するに、教育委員会の透明性とか公開性とかが問われているんだと思います。そこら辺のところを教育委員会としてはどういうふうに考えているのか、どういうふうなところが一番今回の法改正との関連の中では問題になってくるのではないのかなというふうに思っております。そこら辺のところ、もう一度教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

番外。

教育長（高橋正史君） どのような教育をするかという心構えのうちで、やっぱりそれだけではあまりせんけれども、予算の問題というのが非常に大きな問題だというふうに思います。大変、私も地域の2チャンネルでもお話ししているように、大変やっぱり他市に比べて教育予算が少ないということは、どうしても否めないことだというふうに、隠してもしようがないことですので。ただ、いろいろな、私も財政とのいろいろな交渉の中で、下田市の特別な状況というのは非常にわかり過ぎるほどわかるけれども、私たちとしてはできるだけ学校が、また、地域の人たちが教育、うまくできるような形で予算をどう獲得できるのかというように頑張っていきたいというふうに思います。

それから、教育委員会のあり方について、確かに議員のご指摘のように、特に幼稚園の再編については、いろいろな形で動きがあって大変私たちも反省しているわけですが、ただ、私たちは財政だけで再編成を組んだというふうには考えていません。やはり適正規模の中で、先ほども言いました。園児数の中での地域の幼稚園というんですか、保育園のあり方という形を組んだ上で、適正な教育とか保育が行われる状況はどうかというようなことも十分含んだ上で再編を考えているつもりです。

それから、教育委員会のあり方について、特に教育委員5人今いますけれども、私を含んで5人程度の、私自身は事務局の中の教育長という形で、異質のような感じがしますけれど

も、ただ、私たち自身としては、これを秘密にしていこうとか、公開しないという形ではなくて、私たちを中心とした - 事務方を中心として教育行政をどうしていくのかという形については、絶えず教育委員の皆様方、教育委員会で十分に討論して話し合っただけでも来たつもりですし、今後も話し合っていくつもりです。

今の、例えば再編審議会の要請や何かにしても丸投げというふうに思いましたけれども、私たちは当然そういう形では思っていませんし、その審議の過程、それぞれ出てきた - 審議会の中で出てきた意見等を教育委員の皆さんにお話しして、教育委員さんの意見を十分討論しながら、また、答申が出ましたら十分教育委員会の中で討論して決めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 5 番。

5 番（鈴木 敬君） ありがとうございます。

次に、指定管理者の問題について、一、二お聞きします。

まず、振興公社が指定管理になっている施設についてなんですけれども、基本的に私も振興公社がこれからも 4 施設について指定管理を続けていくことに関しては、基本的に同意する立場にはおりますが、ただ、1 年目の数字とはいえ、指定管理者になってかえって利用者が減っているとか、指定管理料が増えているとか、来年度予算設定のときに利用料金収入とか、自主事業収入なんかを低目に、前年よりも低目に設定しているというのは、これは指定管理者制度の趣旨に反しているのではないかと、指定管理者となったら、よりいろいろな民間的な手法も取り入れながら、より施設を活性化させ、収益も上げながら、結果として市の管理負担を少なくしていくというふうなことが求められていると思うんですが、たとえ 1 年しかやっていない結果とはいえ、数字的には何か非常に不満の残る数字が掲げられていますので、こちら辺についてのお考え、どういうふうにとらえているのかというふうなことをまずお聞きします。

そして、もう 1 点、あずさ山の家の問題なんですけれども、一番私が問題としているのは、単なる数字的に投票率が下がった、上がったというふうなことじゃなくて、要するに、その過程で不法というんですか - が行われ、それが国民にとって、市民にとって一番基本的な権利である選挙権、投票権に影響を及ぼされているんじゃないのかというふうなことを、それを市がどのようにとらえているのかというふうなことがお聞きしたかったわけで、単に、その場でちょっと状況を見ながら臨機応変に交通規制しましたというふうなことでは済まな

い問題があるのではないかというふうなことをお聞きしたい、問いただしたいというふうに思っているわけです。そこら辺のところについて、要するに、単なる現場のあれこれじゃなくして、それが一番基本的な権利、市民の権利に及ぼしている、制約を及ぼされているというふうなところをどういうふうに思うのか - ことをもう一度、再度市のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 振興公社が受けております4施設の中の18年度決算の中で、管理料がやっぱり若干、また、19年度の予算計上の中でも上がっていると、本来の指定管理者の目的に反しているのではないかとございまして、大変、この施設につきましては、従来2年間の指定管理を任せるときにもいろいろ議論が出て、果たして公募になじむ施設なのかということが大変議論にされました。公募にして、例えば民間があそこの運営をしたときに、果たしてあの施設で利益が上げられる施設であるか、この辺も大きな議論になって、結局、指定管理者の公募しないで公社にお任せして2年間の実績を評価しようという中で、今回の公共施設の利用審議会、協議会の中でも、市民に密着した中での事業、例えば、市民会館であれば大変、小ホールの利用が大変多くなりました。アースという事業体を立ち上げて、大変いろいろなイベントをやっています。従来の市民会館の小ホールの姿、私も大変興味を持って二度ばかりチケットを買って行ったんですけども、本当にすばらしい企画がなされております。

やはり、これだけ文化とかいろいろなものに接する機会の少ない町でありますので、公社の職員のあの企画力というものに対しては、大変私自身も評価を与えています。その企画、立案、運営に当たりまして、市民が - 多くの市民がボランティアで参加をしている。やはりそういうことを評価するべきではないかという考え方もあるのではなからうか、こんなふうに思います。

やはり、施設の性格性からいって、この4つの施設につきましては、今回の利用協議会の方で答申が出たものをしっかり我々も検討させていただいて、先ほど議員が言ったようなやる気の持てるような運営もやっぱり行政とすれば、振興公社という性格上与えていかなければならない、こういう支援はやっぱりやるべきだというふう に思っていますので、若干の管理料等を、ほんの少しでございましてけれども、増えるというのはやむを得ない部分もあるという判断で、実績評価、内容評価、こういうもので我々は評価をしていきたい、こんなふうに思います。

それから、先ほどの山の家のところの一方通行の交通規制したために国民の義務である選挙権だとか、投票権が侵されたのではないかと、僕はそういうふうに、この数字を見て思っておりません。もしかしたら、議員がこういう質問をされるということは、議員の方に何か迷惑があったよという市民の声があってこのようなご質問をされたんだと思いますけれども、選挙管理委員会の方にもクレームは1件もなかったという報告は先ほどさせていただきましたが、やはりイベントに多くの方が集まった。そして、いわゆる上から入ってくるのと、下のあの橋の方から入ってくる、その中間にあるんですが、公民館、投票所があるということで、やはり車が両方から入ってきて狭い道ですから混乱を起こしてしまうと、逆にそのために困らないように機転を働かせて、そういう一方通行の形でうまく整理をしてくれたというふうな理解をしていいのではないかなと私自身は考えております。

先ほど言ったように、須原の公民館が一番投票率が落ちたわけじゃありませんで、一番落ちたのは多分白浜の公民館ですよ。逆に言えば、立候補者があの地区からいなかったから投票率が落ちたのかとかいろいろなあれがありますけれども、12%を超える投票率の減がありました。ですから、それが決して国民の権利とか、投票権の障害になったというふうな理解、そこまで飛躍しなくてもいいんじゃないかなということで、ただ、先ほど申し上げましたように、今後、そういうイベントと市の選挙とか、そういうものが重なるときには、やはり何らかの日程調整というようなことも考える必要があるのかなという答弁を先ほどもさせていただきましたけれども、その方向性で認識をさせていただきたい、このように思います。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 振興公社に関しましては、私も基本的には市長と同じような考え方で、これからも何とか振興公社の方にうまく管理運営していただきたいというふうな思いはありますが、しかし、やはりある程度数字にも反映されてこないと、ただただ個人的なあれで、好き嫌いじゃないですけども、個人的なあれでいいんじゃないかというんでなくして、それが少なくとも市の方、財政とかにも寄与するような形でなると、指定管理者制度が十分に機能しているとは言えないんじゃないかというふうな点でお聞きしたわけです。

あと、山の家に関しては、私は、ですから、そういうふうなことがあらかじめちゃんと市が了承した上で、警察にもある程度通告した上で、ちゃんと一方通行規制がなされたというふうなことであれば、これは私としても何も取り上げる必要はない。でも、何も市にもそういうふうなことも、通告もなく、警察の方にも何もなく、その場で指定管理者の一存で不法状況をつくった。市長に言わせれば、投票率に影響はそんなになかったよと言いますけれど

も、やっぱり何がしかの一方通行、あそこは車でしか行けないところですから、ほとんどの方が車で行くような場所ですから、そういうふうなところで何がしかの影響があったというふうなことは否めないんじゃないかと思います。やっぱりそこら辺のところをちゃんとあらかじめ市がそれについてちゃんとしっかり把握していて、了解のもとでなされたというふうなことであるならばまだしも、全然後からそういうふうなことがあったのかみたいな形で、そういうふうにして市の方が、そういうふうな状況であるというふうなことは問題であるというふうに思います。

次に、商店会のことなんですけれども、魅力ある商店街づくり助成事業、これを去年です、去年この話がありまして、去年の秋口にそういうふうな話がありまして、市の方にも何回か相談に行って、去年はちょっと時間的に間に合わないからというふうなことで、いろいろ宗教施設の問題だとか、その整備の問題、もう一度検討し直しながら、今年またもう1回市の方とも協議しながら、できたら申請を出したいというふうなことだったんですけれども、つまり、去年からもう1年たっているんですよ。

その間、ほとんど市の方からの何らこの問題に関するアプローチ全然なかったわけですし、また、今年になって市の方に1年たってどうなのか、今年も商店会としては、できたらこの事業をもう1回取り上げてもらって、商店街、香煎通りの事業としてやりたいというふうな意向で伺ったんですけれども、そこでもできない理由は聞かされましてけれども、何とかそういうできない理由をクリアしながら、何とか実現していこうというふうな形での市の対応が残念ながら感じられなかった。そこで、市のかかわり合いというふうなことをお聞きしているわけでありまして。

通りとしては、今現在、余裕のある通りなんていうのはないわけで、それぞれぎりぎりのところで投資なんかもなかなかできない中で、せっかくそういう補助事業があるときに、それを活用しながら何とか自分たちの通りをよくしたい。その通りがよくなることによって周りにも波及し、全体的に下田市の町がよくなっていくというふうなことを期待しているわけなんですけれども、それができない、そういうための事業計画ができない原因の中に、その1つは宗教施設ということがあって、じゃどういうふうな条件を取り除いたら宗教施設でなく民間的な施設、民間 習俗、あるいは風俗の施設として香煎堂の問題に取り上げてもらえるのか、そういうふうな観点からの市の対応も必要だったんじゃないかと思うんですけれども、とにかく宗教施設だからできないというふうなことで、それで計画が終わってしまうという今の状況なんですけれども、そこら辺のところ、こういうふうな宗教施設の条件を、ここを

こういうふうにしたら、じゃあの香煎堂は宗教施設じゃなくて、何とか町中の商店街のこのための大きなシンボルとして活用していける道ができるよというふうなことを市の方にもいろいろ提案していただきたかったというふうなところが商店会の偽らざる気持ちなんです。

それと、また、もう1点の要件として、要するに、香煎通りだけの問題じゃなくて、全体の市のいわゆる中心市街地商店街を中心にして、全体の整備計画がなければ香煎通りだけの事業計画ではだめだよというようなことがありまして、その全体の事業計画を書くのは市にありますので、市が何とかしてほしいというような要望は去年の段階から、何とか市と一緒に協力してくれなければならないよというようなことは言ってきたんですけれども、そういう意味で、この事業をやっていくためには……

議長（増田 清君） 3分前です。

5番（鈴木 敬君） 市の協力、また、市が積極的に中心市街地をどうしていくのかというふうな計画を立ててくださなければ、この事業ができないというふうなことで、どういうふうなことで、じゃ市はお願いしますと言ってお願いしているんですか、現に。何とか市の方で、その絵をかいてほしいというふうなお願いをしているんですけれども、全然そこら辺のところの具体的な市の動きがないと。

ですから、民間が一生懸命お願いして、事業を遂行するために、実現するために何とかこういうふうにしたいというふうなところをお願いに行って、なかなか市の方から積極的な応援が得られなかったというふうな原因の2つを何とかしてほしいというふうなことです。そこら辺のことをお考えになっていただいて、もう一度ご答弁をお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 最終的に民間からの提案ということの中で、政策的に計画を取り入れてほしいというようなご意向だったと思います。それについては、最終的には市長の方からまた意見があればお願いしたいなと思いますが、基本的に今回のご質問の趣旨が、先ほど申し上げたとおり確認をさせていただきました。そして、そのご主旨の中で、質問書の中に、香煎堂の再編ということがまずメインテーマとしてあります。そういうことに対しての私の先ほどの見解を申し述べさせていただいたわけです。

要するに、そういった意味では、香煎堂自体はいろいろと客観的に見れば宗教色がある程度感じられるものです。それ以前の問題として、あの施設自体がどこの所有のものであるか等は不明確であると、そういったものに対して公金を譲渡した公共事業としてやるのはいかなものかと、そういう観点から、事務レベルでの観点で報告をさせていただくと。

今後、それを別の問題として、香煎堂は別として、あの通りをどういうふうに整備するかということについては、また、それは政策的な問題として、市長を初め市の方で、先ほど市長のご答弁にもありましたけれども、基本計画等の兼ね合いもあって、その中に取り入れるというのはまた別の時点での問題だろうと、このように考えています。

以上です。

議長（増田 清君） いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、5番 鈴木 敬君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 11時 53分休憩

午後 1時 0分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、質問順位2番、1、白浜大浜海水浴場問題について。2、市町の合併について。3、防災について。

以上3件について、2番 藤井六一君。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 議長に通告したとおり、順次質問をさせていただきます。

まず、白浜大浜海水浴場の管理運営問題についてお尋ねいたします。

この問題は、昭和43年、下田市夏期海岸対策協議会が発足したころからくずぶっていた問題で、以来、何ら進展を見せないまま、ざっと40年の年月が経過しております。この間、なぜ解決できなかったのか。私は、行政がやらなければならない管理を地元の行政区に丸投げをし、先送りをしてきたからだと考えております。この辺で解決をしませんと、行政の責任、無能さを問われることになろうかと思えます。心して議論したいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

さて、海水浴場は大自然がつくってくれた国有の浜地であります。他人の妨げにならない範囲で秩序を持ってするならば、だれもが自由に立ち入り、自由に利用することができます。ところが、白浜大浜海水浴場では、この秩序が乱れてしまいました。昭和43年、当時の下田町は夏期海岸対策協議会を設け、海水浴客の安全を中心とした施設を施すなどして一部管理を始め、その後14年が経過した昭和57年になって、市が浜地の全域を一括して借り上げ、全

体の管理運営をするようになったのであります。

ここで市長にお伺いいたします。

海水浴場は自然の公物ではありますが、市が一括して借り上げ、海水浴場として一定の施設を設けているわけでありますから、市長に管理権のある公共の施設、広い意味での観光施設と考えられますけれども、この定義といたしますか、このことについて市長のご見解をお伺いいたします。

私は、この海水浴場というのは公共の観光施設だと考えております。したがって、管理者である市長は利用者である海水浴客が安全で楽しい海水浴ができますよう管理をしなければなりません。その管理の内容にはいろいろあるかと思えますけれども、私は、まず1つには、清潔な海水浴場の保持、海水浴客の安全を図る業務、2つに、海水浴客のニーズにこたえる業務、3つに、海水浴場からの収益を地元へ還元をし、地域の活性化に役立たせる業務、そして4つ目に、海水浴場の秩序を乱す不法業者対策などが考えられると思えますけれども、このことについて、市長のご見解をお伺いいたします。

現在、この白浜大浜海水浴場の管理は、夏期対原田支部に委託しておりますが、これは管理業務の中のごく一部、清潔な海岸の保持、海水浴客の安全にかかわる業務、そうしたことに限られておまして、そのほかのことについては行われおりません。夏期対というのは、その会則を見てもおわかりのように、管理の一部はできても、海水浴場全体を運営する能力、ノウハウは持ち合わせておりません。行政がこの点を理解してやらずに、「地元のことから協力してくれよ、管理費の足りないところは事業をして稼いでくれればいいのか」、毎年一方的に押しつけてきたところに、この問題がここまでこじれてきた原因があるかと思えます。

下田市には、海水浴場に関する条例があります。しかし、この条例に基づいて管理業務をする組織といたしますか、部署といたしますか、団体といたしますか、そうしたものがございません。せっかく条例があっても、条例を生かす、その母体がないために、この条例が機能していないというのが現状であります。

海水浴客も観光客です。市では立派なパンフレットをつくって、「下田もてなしプログラム」の事業を進めておりますが、夏の期間に数十万人も訪れる海水浴客に、せめてトイレを、せめてシャワーを提供することがどうしてできないのでしょうか。交通渋滞の原因にもなっている国道を横断しなければ冷たい飲み物も求められないような海水浴場をどうして放置しておくのでしょうか。これらの観光客が運んでくるお金を地元へ還元させる、そうした手だ

てをなぜ考えないのでしょうか。数十万人の観光客が利用する、この観光施設をどのように整備し発展させるか、そういう大局に立って考えるならば、海水浴場の管理運営問題もおのずから解決の糸口が見えてくると思います。

市長にお尋ねいたします。こうした観点から、観光施設としての白浜大浜海水浴場の管理運営計画を早急につくる、そうした考えがとおりかどうかお伺いをいたします。

次に、市町の合併についてお伺いいたします。

総務省が全国に配布した市町村合併のパンフレットを見ますと、「一緒に考えましょう、市町村合併、皆さんが市町村合併の主役です」と書いてあります。しかし、下田市の現実、主役のはずの市民に何も知らされないまま、今その合併の準備が進んでおります。市長は、数年前の住民説明会の席上で、「住民に知らせるとかえってまとめにくくなる。ここは私ら行政のプロに任せてほしい」という意味合いの話をしておられましたけれども、そうしたお考えは今も変わらないのでしょうか。

私は、主役である市民の皆さんに、合併のメリット・デメリット、すべてにわたって正しい情報を提供し、その上で合併の是非を判断してもらい、結果を押しつけるための説明会ではなく、結果を出す前に市民の声を聞く、私はそれが行政の責務だと思いますけれども、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

合併の動きを見ていますと、「合併ありき」で進んでいるようですけれども、合併してどんな市をつくるのか、合併のできる新しい市の姿が一向に見えてきません。合併の目的がはっきりしないという声もよく耳にしますが、市長は合併してできる新しい市について、どのようなイメージを持っておられるのか、もし、イメージしているものがありましたらお聞かせください。

また、合併によって、今、下田の経済を支えている観光、商工、農林水産、そうした各分野にどんな変化が出てくるのか。もし変化があるとしたら、どのように変わっていくとお考えなのか、あわせてお伺いしたいと思います。

合併に関連して、共立湊病院の移転問題があります。この是非について、市長ご自身はどのようにお考えなのか、建前でなくて、ここは本音をお聞かせ願いたいと思います。また、この移転問題がクリアしないと合併の議論が前に進まないという町長もおられるようですけれども、首長の間ではどんな話し合いがされているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

共立湊病院の移転先として南校跡地が浮上しているようでございますけれども、下田市で

は、この南校跡地の有効活用について、これまで公の場では一度も議論されたことがございません。たとえ県有地とはいっても、これだけまとまった土地が市街地の近くでは、これからも二度と出てこないと思います。下田の将来を考えたとき、この土地の有効活用について議論するのが私は先だと考えますけれども、この点市長のご見解をお伺いいたします。

合併後の新しい市の財政がどうなるのか、その財政シミュレーションが公表されました。市町によって算定の基準が違うので単純に比較はできないようではありますが、新市の財政は合併後2年で黒字になる計算になっているようです。本当にそうなるのか。そして、その根拠は何なのか。下田市が進めております集中改革プラン、そうしたものの関係はどうなっているのか。住民サービスを犠牲にしてまでも黒字を残すことの意味がどこにあるのか、あわせてお伺いいたします。

このほか、各市町が抱えている懸案の事業があります。例えば、下田市では市民文化会館の修繕の問題がございます。予定では22年度に、合併した翌年になりますけれども、22年度に修繕費を予算化するようですが、合併した後、こうした市町の懸案事業をどのように取り込んでいくのか、果たして計画したとおりに運ぶことができるのか。その点、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

先日の新聞で、東伊豆町の太田町長が「合併はよりよいまちづくりのための1つの手段であって目的ではない。合併の是非、選択肢などを含め十分協議し、最良の選択をしていきたい」と述べておられました。首長の皆さんは「合併はよりよいまちづくりのための手段」そういうことはわかっておられると思います。しかし、1つのテーブルに着くと、どうしたわけか話がまとまらないようであります。首長間に、あるいは自治体間にといいますか、利害問題があるのではないかと疑いたくなりますけれども、こんな状態で果たして合併新法の期限、平成22年度末までに、この合併ができると考えておられるのかどうか、市長の本音を聞かせていただきたいと思います。

そこで、事情はどうであれ、合併はしなければならないとおっしゃるなら、下田市の市長がリーダーシップをとって、取りまとめをしていかなかつたら前に進んでいくのは困難ではないかと思われまますけれども、その考えが市長におありかどうか、あわせてお伺いをしたいと思います。

最後に、防災についてお伺いいたします。

新潟県中越沖地震では、犠牲者の多くが倒壊した建物の下敷きになって亡くなったと聞いております。建物の倒壊による事故、これは他人事ではありません。人ごとではありません。

下田市の公共建造物の中にも、木造市営住宅など老朽化した建物はたくさんあります。とりわけ教育施設にこうした建物の多いのが気になるところであります。

現在、下田市には東海地震を想定したとき、倒れる危険性の高い教育施設が7施設あります。これは全壊して大きな被害を受けるとされている施設で、具体的には大賀茂保育所、吉佐美幼稚園、稲生沢幼稚園、白浜幼稚園、稲梓幼稚園、浜崎小学校の古い校舎、それに稲生沢幼稚園の倉庫の7施設であります。このほか倒れる危険性は低いけれども、かなりの被害を受けるとされている施設が9施設あります。これには朝日小学校の校舎2棟、稲梓小学校の校舎2棟と体育館、稲生沢小学校の古い校舎、白浜小学校、浜崎小学校の体育館、それに稲生沢幼稚園の倉庫が該当しております。

ここで考えなければならないことは、これらの施設を使っている子供たちのすべてが災害弱者だということであります。東海地震は何秒か前に予知ができるので、教室では机の下に隠れる余裕があると先日テレビで放送しているのを見ましたけれども、机の下に隠れたとしても、建物がつぶれてしまえば逃げることはできないのであります。

先日、大賀茂保育所の保母さんが「子供たちが建物の中にいるときに地震が来ないように祈るばかりです」と、そう話しておりましたけれども、子供らが施設の中にいたときに、もし地震があったと、そんなことを考えますと背筋が凍る思いになるのは私だけではないと思います。これは大変なことなんです。倒壊することがわかっていながら、その建物を使用し、それでもしも犠牲者が出たとしたら、これは災害ではなく、まさに人災だと思います。予算がないとか、前向きに検討したいとか、そんな悠長なことを言っておられる場合にはございません。東海地震はいつ起きても不思議ではないと言われております。生命・財産を守るのは行政の最優先課題だと思いますが、こうした危険建物の耐震工事をするなど、早急に対策を講ずる考えがとおりかどうか、教育長のご見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、浜岡原子力発電所の問題についてお尋ねいたします。

柏崎刈羽原発の事故があって以来、原発に対する感心が高くなっています。浜岡原発も断層の上につくられているという情報が流れました。これは事実でしょうか。もし事実だとすれば大変な問題だと思います。大変に気になるところですが、もし、そうしたことのデータがございましたらお聞かせください。

下田市を初め伊豆地方で最も気になるのは東海地震で、この浜岡原子力発電所の施設が損壊をし、放射性物質が大気中に放出された場合であります。駿河湾を挟んで数十キロのこの伊豆地域には、わずか数分で放射性物質は飛来してくると言われております。もし、そんな

れば、伊豆地域は全滅するおそれも出てまいります。浜岡原発に言わせれば、「十分対応しているのです、そんな心配は要らない」と否定されるのでありましょけれども、万一あったときのことを考えますと、やはりぞっとします。

私たちは、この伊豆におりまして、これまで原発について全く無頓着、無防備でありましたけれども、柏崎刈羽原発の事故を見て、100%安全という言葉が信用できなくなったのであります。伊豆地区など風下にある下田市と同じような条件にあるこうした市町が協力して何らかの対策を講ずる必要もあろうかと思えますけれども、このことについて、市長どのようにお考えか、ご見解をお聞かせ願いたいと思えます。

これで主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

番外。

市長（石井直樹君） 白浜大浜海水浴場問題につきまして、大きく3つほど質問があったというふうに考えられます。

まず、1点目の白浜の大浜の海水浴場は自然公物である。市が占有しているのです、公共の観光施設と思われましても、この定義づけについて市長の考え方を聞きたい、こういうご質問であったというふうに思います。

海岸というのは自然公物であります。これを海水浴場として利用することを目的として下田市が占有許可を決められた期間受けているものであります。今、議員がおっしゃるように、ここが公共の観光施設ではないかという投げかけにつきましては、ちょっと私は考え方が違っております。いわゆる通常施設ということは、これは建物等を示しているわけでありまして、自然公物である海岸を自然のまま利用する海水浴場というのは、施設としては考えてはおりません。まず、これが1点であります。

それから、2点目の質問でございますけれども、これは議員が今の1点目の質問に関連して、この海水浴場を公の施設、こういう認識でご質問されているのではなからうかというふうに思いますが、これは過去の議会の中でも何人かの方から公の施設ではないかというご質問に対して、公の施設ではありませんと、こういう回答を市とすればしっかりさせていただいております。あくまで海水浴場として国の方から占有許可を受けて管理をさせていただいている、そのための条例もつくって、今現在やっている、こういう認識を持っておるわけでありまして。

現在の夏期対の協議会の各支部ごとにつきまして、運営についていろいろ工夫はされてお

りますし、また、地元の収益にもつながっておる地域の活性化に役立っているのではなからうか、こういうふうに認識をさせております。いわゆる、本来、国有浜地の管理責任のある県から、あくまで占用許可を受けて管理をさせていただいているという認識でございます。

それから、3つ目の夏期対のこの白浜につきましては、原田支部、今年は原田区に受けていただきました。こういう中で、条例があっても、それをうまく活用させる部署、組織がない、このご質問は、ですから、役所の中にそういう管理をする部署という質問でございましょうか。そういう質問で受けさせて……

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） やはり一応担当課は観光交流課というのがあって、その中でいろいろ対応はさせていただいているわけでありますが、そういうものにつきまして、今後管理計画とか、そういう組織をつくれというようなご指摘であろうかと思いますが、今のところは観光交流課が対応して、条例の中で夏期対、公共団体に当たる支部というものをつくらせていただきまして、運営をお願いしているというような中でございますが、これを完全な管理計画、それを遂行できる組織をつくれということでございますが、現状ではまだ今までの過去の何年かの反省点の中では、特にいい案が出てまいりません。どうしても、この条例で縛られてしまうというような問題点を考えておりますので、大変行政の怠慢ではないかと言われても、今の条例下の中ではなかなかいい考え方ができてこないという中でございます。

近々担当の方からも支部を受けていただいた原田支部の当然反省会があるのではなからうかということでございますので、この辺で出てきた問題点をいかにうまく解決をしていくかということで、その反省会の中での協議の内容をもって、また、方向性をつくっていきたい、こんなふうに考えておるところであります。

それから、2つ目の合併の問題で幾つかご質問が出されたわけでありますけれども、まず、1点目の住民の間で合併の議論が余りされていない。市民の理解を得るためには説明会でなくて、市民の声を聞く会を開くべきだというのが、今議員の提案でございました。

過去に市長は住民説明会の中で、住民に知らせるとかえってまとめる的な発言をしているというようなことでございましたが、ニュアンスとすればそういうふうに受けとめられたのかもしれませんが、あの説明会の中では、そういう言い方はちょっと違ういい方をしていたと思いますけれども、この合併のメリット・デメリット、大変多岐にわたります一つ一つ説明する。そして、例えば、それぞれの行政のいろいろな財政問題とか抱えている問題、こういうことを一つずつ細かく説明しても、なかなか理解は、すべてについては得られ

ないと思いますので、前回の合併のときには、この辺は、下田市においては行政側も議会側も合併に向かっていこうという合意がされている、この辺で我々にぜひその方向性をつくっていくもので、後押しをしてもらうような説明の仕方をしたことは事実であろうかと思いません。

今回、この議会で合併の件につきましては藤井議員だけではありますが、やはり今申し上げましたように、今回の合併の中では当局、それから議会の動きというのは大変大きなこの合併議論の中では力を及ぼすわけであります。当然、我々が考えること、それから、当然法定協議会を立ち上げ、それから最後の合併議決、議会の同意が得られなければ合併はできません。そういう中で、私自身は大変下田の議会におきましては、合併に向かっていこうという大きな支えをいただいて今進めているところであります。

藤井議員がこういうご質問されるということは、合併をしろという後押しなのか、そういうふうな理解をさせていただいてよろしいのか、何ともちょっとわからないところがありますが、やはり我々市のトップとすれば、合併行くよという強い姿勢で臨んでいます。前回の4月の選挙におきましても、立候補する皆さん方がこの合併に対してどのような考え方を持って選挙戦に臨んでいるのか、私も大変気になったところであります。

そういう中で、それぞれの皆さん方の考え方というのは新聞等でも見ましたし、あるいはお考えも聞かせていただきました。ぜひ藤井議員には、当時は選挙のときにはっきり合併については認識を示されなかったわけでありますけれども、ぜひ、この合併に向かってお力添えを賜りたい、私の方はこういうふうに思います。こういう思いを持って答弁をさせていただきたい、このように思います。

まず、1点目の市民に対する説明ということでございます。

これは、必ず市民に対しては説明をやります。しかしながら、今この合併議論がされている中で、完璧に合併に向かって6つの市町が気持ちを一つにして動いているわけではありません。私自身は平成14年の合併議論のとき以来、十分に市民説明させていただきました。内容的には制度の支援策とかいろいろなものは変わっておりますが、合併に対する目的、あるいは方向性というのは下田市は変わっておりません。また、1市6町の合併が破綻した中の、その後の1市2町、あるいは県の合併推進の構想が出た中でも説明はさせていただいておりますので、ある程度市民の方々には下田市が今合併に向かっているという方向性はご理解いただいている、このように思います。

内容につきましては、これはこれから10月になりますと、各ほかの町が合併説明会等を開

催すると思います。私は、やはり市の方向がしっかり打ち出されている中で、ほかの町の考え方も十分、その説明会の内容を聞かせていただく、あるいは法定協 議会が立ち上がる、こういうことになれば、その前後が一番、下田市の皆さん方に説明するには一番いい時期ではなからうか、こういう形で臨んでいきたい、このように思います。

2つ目の合併の目的、あるいはどのようなまちづくりをしていくのかというご質問、これは必ず合併の議論に入りますと、市民の皆さんから、どのような町になるのか、ビジョンが聞きたいな、こういうお話も出てまいります。しかしながら、これは、合併の新市をつくる内容については下田市長が決めるわけではありません。当然、法定協議会ができ上がった中で、これは首長だけではなくて議員の方々、あるいは住民の方々の代表者が入って新しい新市のまちづくり、各地区の要望、こういうものを、意見を聞きながら新市の姿をつくっていくわけでありますから、この辺でしっかり考え方が出てくるのではなからうか。

ですから、先ほど言ったような住民説明会も、なるべくこういう意見が出てきて、こういう議論がされている、それをしっかりお伝えできるような説明会をやりたい。ただ、私自身は、この新しい市は、当然のことながら合併に向かっていくという気持ちを固めておるのは、やっぱり少子・高齢化の問題、それから財政の問題 もありましょう。当然のことながらいろいろな権限移譲が我々には回ってきます。これに対してしっかりした基盤をつくっていかなければ今後の市民要望にこたえられない、こういうしっかりした考え方があります。

それから、大きなやはり、この1市5町が固まれば、ばらばらでやっている観光施策も1つのいろいろな地区のよさをまとめて発信できる町になれる、これは大きなメリットがあるというように思います。

それから、この合併をすることによってのやはり道路問題、なかなか道路財源が単独ではつけ切れないいろいろな道路整備の問題、改修 の問題、こういうものも県の支援策の中に入れていただける、こういうお願いもできます。

それから、今回の議会でも質問が出ていますIターン、Uターン、こういう問題につきましても、やはり海のある町、それから山のある町、これは大変個人にとっても、また、ソフトを持った企業が進出するのに大変選択肢が広がるまちづくりができるいろいろなよさをこの地区は持っているわけでありますので、端的に進めていくよりは、やはり大きな力となって今後やっていくことが地域のためになる、こういう強い考え方を持って臨んでいきたいと思います。

3つ目の共立湊病院の問題でございます。これをクリアしないと合併の議論は前に進まな

いのかということでございますけれども、やはりいろいろな問題点が出ておりますので、今余りこの合併議論の中では湊病院の件は、話し合いはお互いにしておりません。まだ検討委員会、建設検討委員会の議論も煮詰まっておりますので、ただ、問題点は、今すべて幹事会の方で出てきておりますので、今月の末にこの検討委員会の中でしっかり議論をさせていただきたい、このように考えております。

それから、学校統合であく南校跡地の約 6,000坪の土地を下田市が何か使うことのために先行してどんどん議論をするべきではないかというご質問であります。これはあくまで県有地でありまして、下田市が単独で勝手にこれをこういうふうに使いたいという議論はできないと思います。

そして、この合併の1つの方向性の中でも、共立湊病院を移転する移転地の1つとしての議論も今までございました。これを下田市がこんなふうにするんだなんていう議論をまさかするわけにはいきませんので、これは、現在は教育委員会というか、県庁の財産管理室所管の土地という形で県有施設の整備委員会という中で、この跡地の問題を検討しているというふうに聞いておりますので、その整備委員会の考え方とすれば、教育委員会関係に限定せず、県有の機関全体を一応対象として考えていくようなこともちょっと聞いておりますので、やはりこの地区がもし合併ということで、どうしてもあの土地を使いたいということになれば、しっかり地域のお願いをしていく形でいいんじゃないか、こんなふうに思います。

財政シミュレーションの問題でありますけれども、新市の財政シミュレーションだと合併後の2年ぐらいで黒字になるけれども、本当にそうなのかと、あるいはその根拠はというふうなご質問が出ました。これは先般、新聞等でも報道されたわけでありまして、合併しても2年間は、通常だったら赤字、しかしながら、それぞれの町が持っている基金を充てることによって黒字になるよと、黒字になるというか、運営できるよという中で、その後からは黒字になるというような一応数字になっております。これは県のつくった各市長の単独シミュレーションのルールというものが2年前につくられたわけでありまして、このルールに沿ってつくっておりますので、内容的についてはどのようなつくり方をしたかということまで、あの中に、新聞等でうたわれておりました。

ですから、このシミュレーションがすべてというわけではありません。当然平成18年度の決算を見て、その前の何年間の投資とかいろいろなものを含まれてのシミュレーションでありますから、今後、このとおりについて黒字になるということが全くそのとおりだというわけにはいかない。当然新しい市の中でいろいろな計画等が出てきますから、そういうものを

また計画の中に入れていけば違った財政のシミュレーションになってくるのではなからうか、こんなふうに思います。

住民サービスを犠牲にしてまで黒字を残す意味があるのかということでございますけれども、そんなことはありません。結局、黒字が出るようになれば、その分だけ住民サービスが当然回っていただけ、これがやっぱり合併のメリットであるというようなご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、集中改革プランを実施していくのかということでもありますけれども、当然、新市になっても、この改革は同じようにやっていく必要があるんだ、今は下田市は下田市の集中改革プランですが、やはりそういうものの各町でもやっている改革プランを積み上げてやっていく必要は絶対ある、こんなふうに思います。

どんな資料をつくっていくのかと、首長同士で話をしているのかということにつきましては、しておりません。今は法定協議会をとにかく立ち上げようよという目的に向かって進んでいる中でありまして、この新市のまちづくりのことにつきましては、法定協議会の中での議論、こういうふうになると思います。

期限内に合併ができるかどうか、考えているのかということでもありますけれども、当然のことながら、合併新法の期限というものはあるわけありますから、これに向かって今はぜひやりたい。この合併の支援というのも、この合併新法が最後だという我々は認識を持っておりますので、やはり何年後に合併という議論がまた出てくるのであれば、やはり支援があるときにやるのが住民のための合併である、この強い信念には変わりません。

防災の関係でありますけれども、1つ目の質問につきましては、耐震の関係ということで教育施設、教育長の見解ということでございますから、教育長の答弁はさせていただきますが、もう一つの浜岡原発についてのご質問が出ました。大変、少し怖いお話をされたわけありますけれども、浜岡原発が断層上に建てられているということとを聞いたけれども、どうなのかという、その辺の根拠はどこから出てきているのかわかりませんが、私どもが聞いている中では、この昭和56年の原子力安全委員会によってつくられた最新設計指針というものがありまして、耐震の安全性が確保されております。

この指針の中では、そういう活断層の上には原子力施設は絶対つukらない、こういう指針のもとにこの施設はつくられたということで、当時、ここが活断層ではないという評価をされているということをご報告申し上げたいと思います。

それから、この指針によりまして、東海地震、マグニチュード8.5の地震にも耐えられ

るようにつくられているということでもあります。それから、もし地震が起きても、原子炉がとまる、あるいは冷やす、それから放射性物質を閉じ込める、こういう機能は必ず動くということがうたわれております。

この防災の関係の範囲というのを、この発電所を中心に約 10キロというような目安でやられているようでありまして、先般、中部電力の方から皆さんも見られたと思いますけれども、このような先般の中越沖地震を踏まえた浜岡原子力発電所の状況と浜岡原子力発電所の耐震安全性ということで新聞折り込みが、こういうものがされました。この中に、しっかり浜岡原発の安全性というものが、たしか1週間ぐらい前の新聞だったと思いますけれどももうたわれております。

これが柏崎の原子力発電の状況、今回の状況、それに伴って浜岡原子力発電所の耐震安全性ということでしっかりうたわれてありまして、敷地内には活断層がないことを確認しておりますと、それから敷地に与える最大の地震を考慮した設計としてつくられております、このようなこと、ほかもろもろこの浜岡の原子力発電所の耐震安全性ということを出ておりますので、また、何かのときに見ていただければというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 防災の教育施設の耐震問題についてお答えします。

耐震補強については重大な事項であるというふうに考えております。本市の財政見通しとか、今後の財政力問題として早急な対応が求められるときに、学校、幼稚園、保育園の再編、統廃合の課題と考え合わせて、子供を預かる立場として非常に心苦しく思っています。

幼稚園に加えて、保育園の施設、管理も教育委員会の担当となりましたが、これは単に教育委員会という問題ではなく、全市、市全体の問題として真剣に考えなければならないというふうに思います。根本的な思い切った考え方が要求されているとは思いますが、市内、または市外を含め、単なるプランや理論でなく、実現性の高い現実的な財政力の実態と密着した検討を早急にしていかなくてはならないとは考えています。

少子化が進む中での適正な規模及び園数とする再編計画を進めていく中で、既存の建物を利用しなければならない場合は、当該建物の耐震診断と補強を教育環境整備計画に優先的に盛り込みたいなというふうに考えています。

以上です。

議長（増田 清君） ここで市長をお願いします。

合併関連につきまして、下田市長がリーダーシップを発揮して取りまとめていかなかった

ら困難ではないかという質問がございました。これについて答弁をお願いいたします。

番外。

市長（石井直樹君） 合併の議論につきましては、今広域協議会、これを毎月開会をさせていただきまして、各6人で腹を割ってお話をする機会を持たせております。この進行役を私の方でさせていただいております。先ほど申し上げましたように、合併につきましては、私は絶対必要であるという認識を強く前面に出して、ぜひ、この機会にという投げかけはさせていただきます。それをリードしているというようなご認識をいただければよろうかというふうに思います。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 白浜の問題につきましては、入り口の部分で意見が、考えが食い違ったようであります。海水浴場、自然の公物、公の物ですよね。判例を見ますと、この自然の公物に、例えば監視塔だとか、遊泳注意等のブイだとか、そうした施設を施すと、公共施設と見なされるという、いわゆる公の営造物、公共施設と見なされるという判例があるようです。

これは海水浴場、砂浜であっても白浜の大浜の場合を見ましても、確かに放送施設を設けたり、遊泳禁止のブイを、ロープを張ったり、そういう施設的なことをやっておりますよね。これは判例が、判例が正しいなんていうのは変な話ですけれども、判例による以上は、これは公共の施設であります。公共の施設であるからこそ、市は公費を投入しているんじゃないんですか。民有地に市は公費を投入できますか。民有地に条例を課せられますか。公共の施設だからこそ、公共の施設という前提に立って、こういう行政をされてきたと思うんです。ですから、その点もう一度お伺いをしたいと 思います。それでないと議論は前に進まないこととなります。

それから、順序は変わりますけれども、教育長にお伺いします。

主旨質問の中でも、前向きに検討するとか、予算がないとかということと言わないでくれとくぎを刺したつもりなんですけれども、今のご答弁では、やはり抽象的で財政とも何でしょうか、その実態を見ながらどうのと。明日にでも校舎がつぶれるかもわかりませんよ、そういう問題なんです。そのことについて、もう少し何か具体的な、もう少し積極的なご答弁がいただけるのかなと思いましたが、もう少し突っ込んだご答弁をお願いしたいと思えます。

浜岡原発のことにつきまして、これは仮定の話にもなりますので、質問も大分しにくいわ

けなんですけれども、確かに新聞折り込みをされました。議会にも、議会の状差しにもパンフレットが配られました。これはこの議会で意見書が出るというような動きを察知されて、浜岡さんの方で、浜岡原発の方で先手を打って配ってきたと思うんですけれども、こういう自分のところで作っているパンフレットに危険ですよなんて書くはずはないんですよ、これは。

ですから、そのパンフレットを見て、大丈夫という早合点するのも行政としてどうなのか、もし、また仮定の話ですけれども、もし放射性物質が放出して飛来してきたとしたら、本当にこの伊豆半島は全滅ですよ、これは。もちろん量にもよるでしょうけれども。そうなったときに、あのときやっておけばよかったでは済まないんです。市や町によってはヨウ素を含んだ非常食ですか、そうしたものを用意している、沼津方面ではそういうしたものを用意していると、そんな話もちらほら聞いております。例えば、とろろ昆布の中にはそうしたものを多く含んでいるから、とろろ昆布をすぐ食べた方がいいとか、そういう話も聞いております。

何かやはり、これこそ前向きに取り組んでいく必要があるんじゃないのかなと。ただ、パンフレットを読んで、新聞に折り込まれたパンフレットを読んで、これで大丈夫ですよというんでは、答弁としてはちょっと物足りないんでないのかなと、そう思います。

市町の合併については、どうやら私だけが蚊帳の外にいるようなお話のようでしたんですけれども、市民の中にも、合併なんて反対だよという市民が大勢まだいるんですよ。選挙のときに私も聞かれました。「藤井さん、あんたはどうするんですか」と言うから、私は「賛成も反対も態度を表明できない」と、「どうして」、「内容がよくわからないから」と、これも無責任な話かもわからんけれども、賛成するにも、反対するにも、その根拠がないんですよ、今。お前どうだねと言われたときに。ただ、何となく国や県が口から泡を飛ばしてやっているから、何となくそういう気になっていると、何かそんなような雰囲気。それから市民の中には、この閉塞した、この行き詰まった景気の中で、合併をすれば何かきっかけになるんじゃないのか、何かチャンスがあるんじゃないのか、そういう期待感からいいじゃないのと言っている市民も、何人かそういう意見を伺いました。

本当の意味で、この合併はしなければならぬと考えている市民は僕は少ないと思います。はっきり申し上げて少ないと思います。ですから、そういうときに、おれたちに任せておけよということで強引に引っ張っていくんでなくて、そういう市民の皆さんの意見を聞いて、でもこうじゃないのかなという、そういうやはり説明会が必要じゃないのかなと、一方的に

こうなっているから、こうだから、こうだからと、よくなりますよ、大きくなった方がいい、小さいより大きい方がいいですよと。

例えば、下田市の類似団体として、伊東や熱海、すぐ近くにありますがね。もちろん経済基盤が違うから、そう単純には比較できないけれども、賀茂地区が合併しても、6万、7万の人口なんです。伊東や熱海が、本当にバラ色の行財政運営されているかどうか。やはりここにはここなりの問題があるんです。だから、大きくなればそれだけでいいんだという問題でもないんです。その辺をきちっとやはり市民にも説明をしてやらないと、おれたちに任せよというわけにはいかないんじゃないのかなと、そういう気持ちでこの質問をしたわけなんです。

この市町については、特にご答弁は結構です。教育長のご答弁はぜひお願いしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 私の答弁は要らないみたいですけれども、あえて言わせていただきます。

あそこの浜地は……

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） ああそうですか、すみません。

浜地はあくまで公の施設ではないという見解はしっかり今までの議会の中でも出させていただいております。これはいろいろな今までの議論の中にもありましたけれども、多分平成15年のときにも例の過料の問題がある議員から投げかけられました。この議論をするときに、私どももしっかりした見解が必要であるという中で、全国自治会館の中で国の弁護士さんにご相談を申し上げた経過がございます。

この中で、いわゆる今、先ほどから申し上げていますように、国有地をある程度の期間下田市がお借りをして管理だけをさせていただいているというのは、過去の長い歴史の中で、そうせざるを得なかったという歴史は皆さん方もご存じであろうかというふうに思います。そのときの弁護士さんの見解というのをしっかり我々も再度とらえ、もちろんその前の年度の中でも、ほかの弁護士さんからもそういう確認をしながら、あくまで公の施設ではないという姿勢を貫いているわけであります。

公の施設としてやるのであれば、当然設置条例をつくらなければならない、こういう考え方が出てくると思います。もし、市が設置条例をつくって公の施設と認定したら、これはそ

ここで起きる水難問題、水死が出た場合、すべてこれは公の責任であるという問題も発生します。そうすると、その責任を下田市が引き受ける覚悟があるんですかというところまで言われた経過もございます。

ですから、できないことはそういう設置条例とかつくらずに、今の管理という中でやっていくのがベストである。これは、ですから公の施設ではありませんと、そういう姿勢を貫かせていただいているわけであります。我々にもそういう責任をしっかりとつけていかなければならない、そういう中で考え方を述べさせていただいているわけでありますが、ひとつ管理棟の今問題が出ましたよね。公の施設でなければ管理棟、それはライフセーバーなんか管理している管理棟のことでしょうか、何のことを言って……

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） あの放送を……

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） あれは多分、課長、過去の経過 わかりますか。多分原田区が設置しているものじゃないかと思うんですが、当然のことながら、あそこのあれは国有地ですから、通常は営利を目的とした施設は絶対、建築確認も出ませんし、認められないですよ。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） 認められないですよ。いわゆる、だから市の条例に基づいて、市が認めた団体であれば、占用の許可は土木の方から出ます。ですから、単なる営利を目的とした工作物の設置というのはできません。ですから、あその場合は多分過去の長い中で、区が浜地、海水浴場の何かのときに、例えば放送設備を使うとか、そういうために小屋を置いてある、夏期のときにはライフセーバーがそこをまた放送関係で使わせていただくという施設であろうかというふうに理解をしています。

それから、合併の関係で、議員が今、私も合併をしていいか悪いかわからないというような、ですから、選挙出るときもわからないから、多分おれは態度を表明しなかったんだよという、でもここまで議論が進んでいる中で、議論というのは、勉強はしているはずじゃないですか。皆さん、それぞれ議員という立場で、当然自分の支持者がいれば、そういう方から、今言ったように問われる のであれば、合併はよした方がいいとか、合併した方がいいよとかという、そういうことを言うのもやっぱり議員の責務じゃないですか、ふだんから市民の代表ということを言っているわけですから。それはわからないよじゃ余りにも無責任、ですから、反対だったら反対、賛成だったら賛成というやっぱり自分のお考えを持って市民の方に、

反対だったら反対でいいじゃないですか。そういう、おれはこういう感じで反対だよということを書いていただければいいわけでありませう。

ただ、私は市長として、やはり先ほど言ったいろいろなことを考えながら、今こそ合併はすべきだと、逆に前回の合併に乗り遅れたことだけでも大きな損失であったという判断を持っていますよ。特例法の中でいろいろな支援があった、どうせ合併という問題について取り組むのであれば、やはりそういう国なり県の支援がしっかりしたときにやった方が住民のためにはいろいろなことでメリットがあるということで、私の考えはまとまっております。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 何年か前に、私は数年学校長として迎えて、校長会の席で教育長が非常に予算は少ないけれども、何ですか、金がなければ知恵を出せ というような形のお話を聞く立場として、大変、本当の教育をやるにはお金だって十分必要なんだよというふうに思いまして、そういう思いを抱いて、今度は反対の立場の、教育長という立場になってみますと、確かに予算はないけれども、やっぱり教育というのは、このまちづくりの根源なんだという形を主張し続けまして、財政としてもいろいろな形で考えてくれているわけですけども、いかにしても、他市と比べて低いです、教育予算は。教育予算の占める割合は。

それで、実は浜崎幼稚園、それから稲生沢幼稚園の統廃合についても教育長として立ち会いまして、非常に住民の中で耐震を含めて、施設園舎を含めて、何で教育委員会はもっと審議ちゃんと言えないんだろうかというような形で言われてきました。私としましても、ただ、ないから我慢しろとかという形で教育行政の一応つかさどる者として大変責任を感じていますが、この耐震については、耐震診断をして、その補強計画を組みながら計画設計というんですか、実施設計にまで、そして工事にという形を進んでいかなければならないという形の中で再編整備計画プランと、地域の保護者のニーズとか国の動向を見ながら予算要求をがっちりとして、それなりにしっかりと主張していきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） ひとつ、浜岡原発のご質問があったのをちょっと答弁が忘れましてので、すみません。

先ほど議員の方から、そういうチラシが出て、業者がこういうことを言っていれば、中部電力ですね、だから、それを鵜呑みにしているのかみたいなことを言われましたけれども、そうじゃないんですよ。この要するに、浜岡原発をつくるときの要するに指針というのは、国の原子力安全委員会がつくった、しっかりした国の調査、内容、これによって その安全性

がうたわれているのがまず1点であります。

それから、いざこの原子力が漏れて伊豆半島が全滅するというようなことまで言われてしまいますと、ちょっと返す言葉がなくなってしまうんですが、いわゆるこの、何かあったときに、この原子力安全委員会の中で、こういうものがもし万が一発生しても、10キロぐらいというようなエリアも示されている部分はあるんですね。だけれども、そういうこともあり得ないという、我々はマグニチュード8.5までの中でも十分対応できるということを踏まえて今の答弁をさせていただいているわけでありますが、もう一つ、これは調査をしるとかというふうに言われましても、単なる下田市がこの原子力の安全というものをとてもできません。議員がおっしゃるように、周りのところと協力して、そういうことも調べたらどうかとか、そういうことで住民の安全性を考えてもらいたいというご質問ですよ。

確かに、これはあります。現実にはやはり県がこの地域防災計画という中で、原子力の対策という部分があるんですね。ですから、この中で、やっぱり県ですから、そういう当然のいろいろなことを調査できるだけのノウハウを持っておりますので、この中で県のそういう情報を流していただける関係を我々当然持っているわけでありますから、こういう中で、今議員がおっしゃるような、一度関係市町と、こういう問題が下田の議会で投げかけられておると、やっぱりちょっと考えていく必要もあるんじゃないのということは、今度また6人集まったときにお話をさせていただきまして、この安全対策というのをしっかりとれるような対策を考えていきたい、このように思います。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 教育長、非常に酷なことだと思っておりますけれども、地域の方々のニーズ、また国の動向を見てと、そういう地域の方々のニーズなんていうのは、これは明日にでもやってくださいというふうに決まっていますよ、これは。国の動向なんていうのはいつやるかわかりませんよ、これは。ですから、やはり私が今聞いたかったのは、教育長自身がどのようにお考えなのかなと、今第三保育所ですか、あの保育所を除いてはほとんど耐震の検査は済んでいるんですね。耐震の検査というか、調査というか、それはすべて終わっているんです。終わったままで何も手がついていないというんです。もう大分たつんじゃないでしょうか、調査が終わってから。

ですから、その先をどうするのかな、どうしたいのかな、今年は無理だけれども、来年は、この辺ならこうなるんじゃないのかな、7施設あって、1つずつやったら7年かかるんですよ。それをどう年次計画立ててやっていくのかな、やっていけるのかな、そうしたことを

お伺いしたかったんです。ぜひ聞かせていただきたいと思います。

それから、白浜の問題について、公共施設ではないと言い切られてしまいますと、これはもう何をかいわんやです。じゃ何をやっているんですかと、逆に聞きたくなります。公共施設でもないところへ、どうして市の職員を 60人も 70人も暑いのに出して見張っているんですか。どういう根拠で条例をつくっているんですか。海水浴場の責任という問題を言われましてけれども、裁判のこの判例があります。海水浴というのは自然を利用する行為で、そこで発生する危険は利用者自身で負担するのが原則だそうです。海水浴場の責任ではないと、これは損害賠償請求事件、昭和 55年 1月 31日、東京地裁でそういう判例が出ております。

ですから、そういう心配を、それは心配じゃなくて、そうじゃないよと言わんがための弁解のために今の損害のことを、例を引かれたと思うんで すけれども、実際にこの海水浴場の問題なんていうのは、ですから、海水浴場で死んだから裁判になったなんてというのは例がないでしょう。新聞等で夏の間毎日のように水死が出ますけれども、そういう判例は、裁判の例はないでしょう。それはならないんですよ。

ですから、今になって公共施設ではないと言われたんでは、何をしているんですか、観光課長、何をしているんですか、そういうことになりますよ。その点、もう一度、改めてご見解を伺います。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 第8次5カ年計画という教育環境整備 計画があります。それに優先的に耐震診断、補強というような形について取り組むように努力したいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 今、議員の方から公の施設でないところに何で市の職員を派遣して管理をしているんだという、おかしいじゃないかという、条例があるからですよ。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） それは議会から……

〔「議会からじゃないんですよ」と呼ぶ者あり〕

市長（石井直樹君） 議会に発議して、……

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） じゃ議員、条例を、よく議会 でいろいろな議論がされて、条例改正、条例に不備があるよと、違法業者の要するに撤廃もできない、この条例の矛盾さがあるということとは再三言われましたよ、今まで。ですから、この条例も改正を視野に入れてやろう、

特にあんたたち議員が、議員とは大変失礼ですけれども、藤井議員たちも、この海水浴の問題の取り組みの議員の何か有志でつくられたんじゃないですか。この前、そういう話、私としたじゃないですか。ですから、その中でいろいろ我々も勉強していくから一緒にいい状況下をつくろうというお話をしましたよね。

ですから、今、議員がおっしゃるように、公の施設でないところに何で市の職員を派遣するんだ、これはこの海水浴の条例があるからですよ。その中でしっかり、7条の中にいろいろな違法行為があったときには、市長は職員をもってそれを禁止させることをしなさいということが条例にうたってあるわけじゃないですか。だから、条例どおりにやっているわけですよ。それがおかしいと言われたら、何のための条例かわからなくなってしまうじゃないですか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 2時19分休憩

午後 2時33分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これをもって、2番 藤井六一君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分休憩

午後 2時44分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、質問順位3番、1つ、下田市の子育て支援の現状と課題について。2つ、高齢者等への住宅支援について。3つ、不正違法な廃棄物処理行政の改善について。4つ、白浜大浜海水浴場を初め、海水浴場の健全かつ安全確保のための整備について。5つ、下田市農村体験宿泊施設「あずさ山の家」の運営について。

以上5件について、1番 沢登英信君。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信です。

議長通告順に質問をいたします。

まず、下田市の子育て支援の現状と課題についてお尋ねいたします。

平成 19年 8月 30日「市議会議員さんと子育て支援について語りましょう」という集会が開催されました。そこで配布されました男女共同参画社会の実現を目指す市民懇話会、事務局は下田市の企画財政課の、意見集は 108人からの意見が寄せられ、意見集としてまとめられているものでありますが、お母さん方の大変貴重な意見が集約されていると思います。

この最初に、未就園児を中心とした日々の子育て、親育て支援として、下田第3保育所地域子育て支援センター事業の「おもちゃ箱に関する意見」が次のようにされております。

「第3保育園の開放保育の日数や時間が変更され、子供が同じ年ごろの子供たちとともに分かち合い - 機会が減ったことが残念です。希望としては、月曜日から金曜日まで開放してくれたら平日は親子で楽しめそうです。」 30歳の女性の意見であります。そして、この集会ではまた、週3回やっていたこの支援事業が週2回になってしまったとも言われておりました。

そこで調べてみますと、ここに書きました表のように、園庭開放は 18年の実績 81回、これに対して 19年度の計画は 4回となっております。おもちゃ箱 10回、18年度が 10回、これが 8回、このように誕生会、子育て講座、ちびっこクラブを合わせまして、 18年度実績は 121回、121日、9時から 1時半までを原則としてサービス提供をしまいったものであります。これが 72回に減っている。

そこで、まずお尋ねをしたい。どういうわけで 19年度、このような支援事業のサービスが切り捨てられる結果となってしまったのかお尋ねをしたい。

この事業は、かれこれ 10年近くたつと思いますが、特別保育事業の補助金、県からの補助金は 16万 5,000円、かれこれ 20万からの金をかけて保育士 1人を雇い、担当者もつけて、さらに 18年度からはおもちゃ箱ハウスとして第3保育所の中に部屋を設けて実施をしてきているわけでありまして。児童館が欲しいという、この市民の皆さん、お母さん方の要望を、ここを開放すればできるはずであります。なぜ、このお母さん方の要望にこたえようとしませんか。また、開放してほしいという多くの意見があることは明らかであると思います。

保育事業と、この支援センター事業は、本来相反するものではないと思うわけでありまして。親子ともども保育支援するこの支援センターの事業の重要性が今日ますます明確に、明らかになってきていると思うわけでありまして。ところが、本市におきましては、条例上の規定がない、第3保育所が勝手にやっているかのような形態になっているわけでありまして。下田市地域子育て支援事業実施要綱等の規定を設け進めていく必要があると思っておりますが、この点に

ついでに、産婦人科、小児科等の医療施設の充実についてお尋ねをいたします。

次に、産婦人科、小児科等の医療施設の充実についてお尋ねをしたいと思います。

この意見集の中でも大変心配をしているわけでありまして。産科がなくなってしまうかという不安にかられる。」30歳の女性であります。「臼井医院しかないので、部屋があくまで自宅待機。出産ラッシュのとき、妊婦も大変だが、先生も休みがとれなくて大変な仕事だと思いました。小児科で夜の救急のときはどうなっているのでしょうか。以前、子供のひじが抜けてぶらぶらしてびっくりしてしまっただけで、消防署に聞いて湊病院に行きました。市内で診てくれるところがあればいいです。」このように安心して子供を産める施設、医師の確保を望んでいるわけでありまして。

そこで、市当局はどのように産婦人科、小児科の医療施設を充実していくお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

次に、高齢者への住宅支援についてお尋ねをいたします。

昨年の税制改正により高齢者控除が廃止され、年金者控除も縮小されまして年金額が下がっている中で増税となっているわけでありまして。これに連動して、介護保険料、国保税なども引き上げられ高齢者は悲鳴を上げております。国民年金を受給している高齢者を中心に国保税を納められない世帯が増えております。介護保険料は年金から天引きされていますが、1割の保険料が払えなくて介護サービスを受けていない高齢者も出ているわけでありまして。収入が少ない高齢者は働いて足りない部分を補っているのかと言いますと、不景気で職がありません。厚生労働省の国民生活基礎調査 2004年度版によりますと、年金だけで生活している高齢世帯の比率は、95年の46%から、今日62%に上がっています。その反面、年金と働いている収入、いわゆる稼働所得で暮らしている世帯は46%から34%に下がっております。

全日本民主医療機関連合会の調査で、健康状態の悪い高齢者は借家住まいが多く49%にもなるのに、持ち家の人では36%となっております。要介護の出現率も38%と高い傾向にあります。高齢世帯の中で借家の世帯は2割、月5万円の家賃を5万円の国民年金からは払えません。だって皆さん、市営住宅の現状をここに一覧にさせていただきました。150棟あるうち42棟もが政策空き家の名目のもと利用されずに放置がされているわけでありまして。そして皆さん、住宅扶助の世帯は1,616世帯、2,170人もの方々がいらっしゃるわけでありまして。

今、必要なのは低額の住宅を所得の低い方々、高齢者に提供する、あるいは家賃補助を行うことが必要であります。また、持ち家の方であっても、収入のない方には固定資産税を減免する等の措置が求められていると思います。住宅費が安く抑えることができれば、介護サ

ービスや医者にかかれぬ高齢者が少なくなると思うわけでありませぬ。そのような意味で、ぜひともこのような施策が今早急に求められていると考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

次に、不法違法な廃棄物処理行政の改善についてお尋ねをいたします。

平成 18年 4月 6日、環境省の指導により、下田市の委託業者が廃家電 4品目の不正違法な処分をしていたことが明らかにされました。これに伴い一般廃棄物の違法処分も明らかとなり、この業者と市との不透明な関係が問題にされ、平成 18年 12月議会では調査をし、改善すべき点を改め、適切な廃棄物処理が行われるよう行政執行をしていただきたいと議会が当局に注文を出したところであります。

そこで、この不透明な関係を今日どう改善されたのかの観点から質問をさせていただきます。

まず第 1に、家電リサイクル法の枠外での違法処分について、その後、どのように指導、監督、改善をされたのか、まずお尋ねをいたします。

具体的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7条の第 15項、16項で定める帳簿を備え、それについて環境省令で定める事項を記載しなければならない。そして、保存をしなければならないとされておりますが、この写し等資料をもって提示をしていただきたい。

第 2に、家電 4品目等を一般廃棄物にする必要はどこにあるのだという問題であります。

家電リサイクル法にのせれば、一切の残査物、シュレッターを持ち帰り、つまり市への持ち込みはないはずであります。廃家電残査物は市が有料で処分するのではなく、業者自らが処分すべきものであると考えるわけであります。当局の見解を伺います。これは市内業者の利益を市が保障するシステムと言われても仕方がないような不透明さが温存されていると考えるからであります。

平成 19年 8月 29日のこの議会の要請に対する報告が出されましたが、業者の料金は粗大ごみ破碎処理費用であるというような見解が書いてありますが、市が委託した粗大ごみだけのことでありまして、業者が直接受け取り処分しているものは、破碎処分費だけではありません。市委託分のリサイクルの破碎後の有価物は業者に差し上げ、業者収入にしてよいとしておりますが、これは年間幾らぐらいになるのか明らかにしていただきたい。また、収入は受け、払うべきものは払うという、相殺を認めないという地方自治法の財政の原則に明らかに反している措置であると思ひます。これまた違法な行為であると言わざるを得ません。直ちに改められるように要求するものであります。

収入にならない雑瓶等は市が他の業者に処分を - お金を払って処分し、有価物は市内業者の収入にするなど不適切な関係であると思います。また、古紙等の処分費をこの市内業者に1トン当たり約3,000円払って、年間1年度実績によりますと556トン、166万8,000円を市は委託費を支払っておりますが、東河エコセンター東伊豆町や河津町では1トン当たり7,875円で売っているわけであります。このような状態から考えるとき、このようなシステムは早急に改めるべきことは当然であると思います。市長の所見を伺います。

4点目としまして、リサイクルごみの取り扱いについて、小型粗大ごみは作業効率上、業者計量とするとしておりますが、作業効率を理由にして、この不正な関係を続けることは許されないことであると考えます。議会はこの非常識、不正、違法性を指摘しているわけであります。清掃事務所の計量器で計量すべきこと、だれの目にも明らかであると思います。ぜひ改めていただきたい、これについての見解をお尋ねします。

5点目としまして、許認可協議事項の問題は、条件をつければいい、明確にすればいいということではないと思います。一番の問題は、平成13年9月1日に、市長にも決裁を受けていない処分の許可証、処分業の許可証が交付されたことであると思います。そして、15年、17年、平成の - 二度も更新され、さらに本年8月27日に交付をしたという行政報告を聞いているわけであります。

そこで、市長にお尋ねいたします。

廃棄物処理に関する法律、いわゆる廃掃法第7条第10項が定める許可条件にどのように該当していて、市長はこの許可を交付したのか明らかにしていただきたいと思います。

次に、白浜大浜海水浴場を初め、海水浴場の健全かつ安全確保のための整備についてお尋ねをいたします。

7月は台風第4号と梅雨明けが遅れ来遊客は少なく、8月は好天に恵まれましたが、結果として4年ぶり60万人を割る下田市の9海水浴場の入り込み結果となったと報道されております。

下田市夏期海岸対策協議会の海水浴場入り込み客数調べによりますと、昭和49年の7、8月の計は173万人、昭和60年代は110万人、平成に入ると70万人から100万人程度となっております。特に、平成15年、台風10号の影響で白浜見晴台付近の国道135号線の決壊、崩落で、 - の年は47万人であります。以後、60万人台となっておりますが、本年は57万人台、前年比4.7%の減になったと報道されております。その中でも、白浜大浜が最も多い来遊客で、25万6,000人、昨年よりも4万9,324人減になったと、16%の減であると、外浦は2万

7,700人、21%の減、田牛も1万1,060人で40%の減だと、九十浜も3,050人で56%の減になったと。その一方、吉佐美地区の多々戸58%増、入田19%増、大浜49%の増となっていると思います。鍋田19%、白浜中央海水浴場は54%の増となっております。

そこで、なぜ白浜大浜や田牛などが減ったのか。そして、なぜほかの海水浴場のお客さんが増えているのか。当局はどのように考えているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

下田市最大の観光施設であり、イベントであると言えます海水浴場、この来遊客を増やすため、今何をなすべきとお考えなのか、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、白浜大浜の不法営業行為について、海水浴場条例に基づき、どのような対策がとられたのかお尋ねをいたします。

「市として、期間中29日間、延べ69人による海浜パトロールを実施し、安全な海水浴場の確保を図った」とこう報告されておりますが、どのように健全化されたのか、具体的にお答えください。

4点目としまして、本年は原田区が夏期対の原田支部として7年ぶりに復帰したわけですが、管理上どのような問題点があったのでしょうか。

5点目としまして、本年は売店、レンタル、シャワー休憩所、トイレなど、浜地内にはサービス施設を設けず管理してきたわけですが、今後、海水浴場としてどのようなサービス施設が必要とお考えなのでしょうか、お尋ねしたいと思います。かつて原田支部は、売店も含めて浜地内にサービス施設を設置していたと記憶をしているわけでありませう。

6点目としまして、夏期対の原田支部と原田区の収益事業のあり方、かつては浜地内に売店、レンタル場を設け、その収益金を海水浴場の管理、整備に充てていたわけでありませう。この構造はその後各地区的海水浴場でも同様であると思います。この管理体系をどのようにしていくお考えか。今日の一部の不法業者の収益に任せるのではなく、地元民への収益となるようにしていくことが、今早急に求められていること明らかであると思うわけでありませう。

さらに、7点目としまして、本年は海草が浜に多量打ち上げられました。また、砂浜が削れるという海水浴場もあったかと思ひます。地元の皆さんに任せず、市としての対策が求められると思ひますが、市長の所見を伺ひたいと思ひます。

8点目としまして、このような課題を下田市海水浴場に関する条例第10条による審議会を立ち上げ、調査、審議し、早急に解決をすべきと思ひます。これまた市長の所見、見解をお伺ひたいと思ひます。

最後になりますが、下田市農村体験宿泊施設「あずさ山の家」の運営についてお尋ねをいたします。

第1に、工作館寄附承諾と施設利用についてであります。

平成18年2月の臨時議会におきます「あずさ山の家」の指定管理者の指定以来、元錬成館の設置は公の施設内に私権を認めることになる、法律上所有権等の難しい問題が生じはしないか、この問題を解決してほしい、このような議会の要請があったかと思いますが、第1に、この寄附行為が、指定管理者はなぜ寄附することにしたのか、当局がどう理解しているかお尋ねをしたいと思います。また、今後、この市としての公の施設の工作館をどのように利用をしていくのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、占有して利用する形態でないため、施設利用料は設定しないという見解を行政報告されておりますが、占有して利用する形態ではないということは、具体的に何を意味しているのか説明を求めたいと思います。また、無料であっても、条例上規定しなくて、どうして公の施設としての公平な運営を保障することができるのかお尋ねをしたいと思います。

3点目としまして、農具資料館はその利用が明確に条例上に定められておりません。そのため、現在、陶芸窯が設置され、内部は陶芸のための倉庫となっているように思います。かつて集めた農具資料は今日どうなっているのでしょうか。本来のあり方を追求すべきではないでしょうか。今、農具や民具の資料を収集保存しなければすべて失ってしまうと、こういう時期に来ているのではないかと思うわけであります。そのような観点からお尋ねをしたいと思います。

2点目としまして、大きな2点目としまして、あずさ山の家井戸水の利用についてお尋ねをいたします。

平成19年6月定例会でも指摘したところでありますが、井戸水の利用について、議案として審議をすることが必要であります。日量430トンの揚水が可能で、43トンを行政財産として山の家の施設運営上必要な水として使うと。しかし、その1割程度は雑水として草木に水をくれたり、山の家の宣伝のために水くみに来る方々に無料で分け与えると、約日量4トンだと、こう当局は答弁しているわけであります。そして、不用品として年間240トンを12万円で、1トン500円で市内に業者に売るとしてあります。しかし、地元5軒に、この山の家の経過からいきまして、この水を無料で提供しているのではないか、その事実についてお尋ねをします。そして、提供しているのであれば、市の財産である物品を無料で提供すること

は議決事件であることは当然であります。また、行政財産としてくれているということでありまして、地方自治法 96条の規定により、これまた議決案件であることは明らかであると思えます。

私は、この5軒の人たちへの水そのものを問題にして、この問題を提起しているということではありません。具体的に、この日量 430トンもの水が、この業者のおかげで確保できたと、こういう経緯になっているわけでありますので、この水を地元民の振興のために使うということが大事であると思うわけであります。そういう点から、議決事件として、この水をどのように地元民のために使うのかと、議論を議会でする、当局もその検討をするということが今早急に求められていると思うわけでありますが、当局の見解をお尋ねします。

そしてさらに、また、あずさ山の家の宣伝としまして、不特定多数の方々にこの原水を提供するということが問題がないのかと再度質問をしたいと思うわけであります。

飲用については、自己責任でお願いしますの注意書きは何を意味しているのか、滅菌をしていない原水を提供しているからではないかと思うわけであります。公の施設である山の家が公共の施設が不特定多数の方々にどのような形で原水を提供して宣伝として使うということは、道義的に問われる問題がないのかと。むしろ、この山の家の水の宣伝は、別な方法で地元民に支えられるような仕組みというのを当然考えるべきではないのかと、このように思うわけであります。このような観点から、あずさ山の家の運営についてお尋ねをするものがあります。

以上で主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 答弁をお願いいたします。

番外。

市長（石井直樹君） 最初の子育て支援の現状と課題ということで幾つかご質問が出されました。表を見せながらの事業の数が減っているというようなご指摘等がございました。これにつきましては、考え方を担当課の方から、なぜそういう形になったのか説明をしながら後で述べさせていただきたいというふうに思います。4つほどの質問を出されたというふうに思います。

それから、2つ目の子育て支援の現状の中で、産婦人科と小児科の問題が出されました。大変大きな問題でございまして、今までの中でもいろいろ答弁をさせていただいたわけでありまして、大変今新聞等でも、やっぱりこの産婦人科から小児科の問題等が毎日と言っていいくらい出てくるような現状であります。

議員のご質問にありましたように、現在、若い方が大変心配しているのは、下田市にある産婦人科が1つしかないという中で、その辺の心配が将来のやっぱり少子・高齢化にもつながってくる、安心して産めない、こういうような関連のご質問だというふうに思いますが、現在、確かに臼井医院一医療機関しかないという中で、大変な思いでもって先生には当たっていただいているわけであります。

特に、この産婦人科の問題につきましては、全国的な、ご存じのように慢性的に不足というところで、県内の病院でもどんどん産婦人科の先生がいなくなってしまうというような記事も出ております。

現在、下田市の出産状況というのを見ますと、例えば平成17年では170人ぐらいが出産をされているわけでありますけれども、このうちの96件、これが臼井さんにお世話になっている数字であります。ですから、それ以外の約70件、例えば順天堂とか、あるいは県内、また県外での病院での出産という形になろうかと思えます。18年度におきましては、この170人大分減りまして141、このうち96件がこの臼井さんでお世話になっているという数字であります。現状の中では、この辺の産婦人科の医療の先生を増やすという手だてでは、はっきり申し上げまして大変苦慮しているわけであります。

例えば、今言った数字以外に、この賀茂の圏域の例えば出生率というのを見ますと、昨年度は賀茂郡で425人の方が生まれているわけでありますけれども、そのうちの25人をこの臼井さんで受けていただいているという形ですから、数字上に見ますと、臼井さんで3日に2人ぐらいの出産が - この賀茂郡全域の中での出産を受けていただいているというような状況下であるというふうに思えます。大変先生のおかげで何とか産婦人科の体制を今持っているわけでありますけれども、もしここがなくなるとかということになると本当に大変な状況になってしまうということは認識をしているわけであります。

ですから、今後はいろいろ県の方とか医師会の方とかお話をすることになろうかと思えますけれども、ここまで来てしまうと、これはもう国策の問題じゃないのかなというふうに私自身は考えております。幾ら下田市長が頑張っても、大手の病院でさえすら先生がいなくなってしまうという現状の中なものですから、今後やはり国策の中でしっかりこの産婦人科の先生に対する助成制度、そういうものをしっかりつくっていく、あるいは産婦人科の先生の養成というものをやっていく長いスパンの問題になってしまいましたが、もうそういうところに来ているというふうにまず考えています。

それから、小児科の方の夜間救急の問題でありますけれども、現実、小児科を標榜してい

る医療機関というのは、例えば共立があります。一応下田市内では、8医療機関は内科と小児科というのを要望していますけれども、現実には夜間の対応ということになると、まず何か先ほどの議員の事例で言うように、もし夜間何かあったときには、まず最初にどこへ行くかと言ったら、ふだんかかっている先生のところをお願いに行くのではなからうかというふうに思いますが、ただ、現実的には小児科という形でお世話になっている病院というのは限られてきているんじゃないかなというふうに思います。

ですから、市内で、もし夜間ということになりますと、本当にそうですね、受けていただけるような状況下になるのは3件か4件というような状況下に、4件、3件ぐらいかな、あるいは河津の方の小児科の方に受けていただくというような形になろうかと思えます。

それから、これもあくまで在宅通知性というような医師会等のお話でございますので、いなければどうしようもないというような形で、決して常時いてくれというような形にはなっていないわけであります。共立の方でも夜間の救急ということになりますと、月3日しか先生が詰めていない。ですから、その3日以外はどうしようもないというような、例えば内科の先生がいれば何とか応急な形でやっていただけるのかなというふうに考えています。

ですから、小児科の問題も、今言ったような産婦人科と同じようにやはり大変な仕事でございますので、医者数がどんどん減っているという状況下であるが、これもやはり先ほど申し上げましたように、例えば小児科ですと、医療報酬なんか当然少なくなっているような形で、今、国はだから産婦人科とか小児科とか、そういうところに対しての医療報酬の増とかいろいろな考え方を今どんどんつくり始めていますので、そういう制度がまずできてくるのが必要なのかなというふうに思っています。

高齢者への住宅支援というお話がありました。この中で、市営住宅等、常日ごろ低所得者に対しての安い家賃で住宅を賃貸しているわけでありますけれども、ご存じのように大変幾つかの住宅は使い物にならないような状況でありまして、常にこの議会の中でも問題を提起されているわけでありますけれども、柳原とかうつぎ原、それから丸山、この3団地の統廃合ですね、もうだめなところはつぶす、住宅計画を今検討中というところであります。この中には将来バリアフリー化はもちろんのこと、いろいろな手すりをつけた住宅というのもしっかり必要であるというような計画を盛り込みながら住宅提供というものを市の施策として考えていかなければならない、こんなふうには考えて、まだ具体的なあれは全くありませんが、検討しているというような状況下であります。

それから、固定資産税の考え方がちょっと述べられました。これはまた担当課の方から後

ほど答弁をさせていただきたいなというふうに思います。

それから、3点目の廃棄物の処理の関係でございます。

私の方にちょっと答弁を求められた幾つかの質問の中では担当の方から答弁させていただきますが、今の古紙の逆有償の問題について、これはもう、今、議員の方から東河の方の問題等も資料として出されまして、前々からも、この古紙の逆有償になっているのはおかしいんじゃないかという、まさにそのとおりでありまして、これはもう一步踏み込んだ形で改良したいということで、担当課の方も今進めておりますので、検討を早目にやらさせていただきますというふうに思います。

それから、もう1点、許可の方針のご質問が出ました。

先般、許可の交付をさせていただいたわけでありませうけれども、この辺が廃掃法の第7条の10項の定める許可条件にどのように該当していたのかと、その市長の考え方ということでありますが、この10項の問題というのは、例えば市の方で処分がまず困難という問題、それから処理計画に適合していること、それから事業の継続が可能なこと、基準に適合していること、まずこれをクリアしなければなりません。

それから、欠格要件というのが幾つかありまして、破産者、禁固刑、罰金刑、不正、不誠実、こういうものの要件があった場合には、欠格要件というような形になります。これをまずクリアしなければならない。こういう中での許可を与えるわけでありませうが、今回のこの許可の更新につきましては、まず原則的には更新申請者というのが当然、今までやった業者から上がってまいります。この変更がない場合、今までの事業実績等を考慮して判断する、これが適当というふうに言われております。これがいわゆる廃掃法の逐条解説によりましてうたわれている内容であります。

まず、この中で、今回の更新につきましては、市の廃棄物処理を補完している施設として、能力に変更がなくて事業実績を考慮して更新をさせていただいたということでございます。これがご質問に対しての答弁ということになるかというふうに思います。

それから、夏期対の関係で幾つかご質問が出ましたが、細かい質問につきましては、担当課の方から述べさせていただきますが、特に、市長の答弁というふうに言われましたので、まず1つは、今年台風によって海草が大変打ち上げられました。あるいは砂浜がえぐり取られてしまったような状況下があります。こういうことを地元だけに任せておかないで、市としての対策、どういうふうにしていくのかというご質問だったというふうに思いますが、まず、毎年何らかの形でこの海草の漂着というのは起きてはいるわけであっても、今年はちょ

っと異常な状況下になりました。私は現場には行けなかったんですが、写真で担当から見させてもらいましたけれども、本当にすごい状況、これは吉佐美の入田ですね、すごい状況になりまして、この除去をする処理に 10日間ぐらい地元の方とかいろいろなあれでもって日数を費やしてやった事実がございます。この辺の対策としまして、各課で協議をして、どのような支援ができるかということを打ち合わせさせていただきました。

まず、海岸の管理者である県の土木の方にも相談に伺ったけれども、結局、県からの具体的な支援は得られませんでした。ということで、市の対策といたしましては、現実にかかった費用の幾らかを夏期対の吉佐美支部に対して除去費用の一部として補助をさせていただく、このような形になろうかと思えます。

今後、これは毎年出てくる可能性もあるわけでありまして、砂浜の方はえぐられてもまた自然の現象で戻ってくるというようなことで、現実にも白浜の場合は一気に何というんですが、えぐられているような状況が出ているわけでありまして、また、これも時期になって波が来れば砂は戻ってくる、こんなふうに考えています。

それから、もう一つ、いろいろな夏期対の問題がある中で、今後どのようなこういういろいろな問題点を解決していくか、あるいは条例の見直し等も出てくるのではなかろうかということで、先ほどの藤井議員のご質問の中にも若干そういうものがありましたけれども、議員がおっしゃるように、この条例の中に第 10 条 - 夏期対の条例の中に、10 条にそういう審議会を立ち上げる部分があります。海水浴場の合理的な管理運営について、必要な事項を協議するため審議会を設けるということがありますので、先ほど申し上げましたように、原田区の反省会等が終わって、またいろいろな問題点が具体的に提示されてくる可能性がありますので、そういう中で、審議会を開催してもいいんじゃないか、こんなふうに考えているところであります。

最後のあずさ山の家の運営管理につきましては、担当課が詳しく答弁できると思えますので、担当の方から答弁させていただきたい、このように思います。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 下田市の子育て支援の現状と課題ということでご質問をいただきました。

平成 1 年から第 3 保育所において開催をされておりまして、年々その園長さん以下、保育士さんのご努力をいただきまして、利用者数も増加をたどってまいりました。大変ありがたいことだったなというふうに思っております。

現在、おもちゃ箱と言いまして、在園児の親子での交流ですね、そういったのを、その月の誕生日を祝う誕生会、それから子育ての専門家を招いた講師による実技とか講演会、子育て講座と言いますけれども、これがちびっこクラブ、母親同士の仲間づくりに資するためのイベントとしてのこういうもの、それから園庭、それから園舎の開放ということで、大きくはこれらを週2日間、水曜日と木曜日の開催をしておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、昨年の実績、12回の開催があったということは、これまでの開催回数が飛び抜けておりまして、大変皆さん努力をして大きな数字を実績として上げていただいたのかなということは大変感謝をいたします。16年に見ますと74回、それから17年が98回、それから、今年の今の予定ですと72回を予定しておりますので、昨年に比べまして49回ほど減になってしまう予定であります。

これはどういうことでこういうふうになったのかということでございましてけれども、昨年の経験から在園児が約90名おります。この在園児とのなかなか調整がうまくいかない、同一施設を使うわけですから、その辺、在園児が十分、目いっぱい遊ぶことができる場面が少なくなってしまうというような現場からの声を伺っております。今後は、こうしたことを十分反省しなければいけないのかなというふうにひとつ思います。

それから、先ほど議員もお話をいただきましたように、先般の男女共同参画社会の実現を目指す市民懇話会、こちらの方にもたくさんの議員さんの皆さんご出席いただいたようですがけれども、こちらの配布された資料をそれぞれ見させていただいたわけですがけれども、大変お母さん方の、その支援センターに寄せる思い、強い思いというのは肌を感じるほど感じております。

その中には、ひとつ気になるのは、在園児についても多少それは影響があったのかな、迷惑かけたのかなという声もあったんですね。それはお母さん方がそういうことを言っていると同時に、先ほど言いましたように、そこを、園を預かる、90人の在園児を預かる園長先生以下、そうした判断をする中で、十分これが確保されなければいけないということがまずあったと思いますので、そういうことで今年は72回の開催という計画を計画いたしました。

これは今言いました、そういう大きな声がありますので、次年度以降はぜひその辺の反省を踏まえた中で現場と、それから、それを利用する方の調整に十分意を尽くしてまいりたい、このように思っております。

今、第3保育園を継続してやるのと同時に、あそこのスペースが既に限界に来ているのかなという感じがしておりますので、早急にほかの場所への開催が可能か否かも含めまして、

私どもの方では詰めていきたいと思っております。具体的には、今、教育委員会で公民館のあり方について精査をしております。この中に、今言ったセンター的なものが、開設が可能ではなかろうかというような判断をしておりますので、この辺に向けて十分これから詰めていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、要綱等は整備されていないんじゃないかということをお指摘をいただきました。確かに私も言われてみまして、下田市には地域子育て支援センターの実施要綱なるものがないという状況がありました。近在の市町を見ましても、ないところが圧倒的に多くて、この近くでは伊東市さんは少し歴史があります。それから、裾野市さんが最近この要綱を制定しているようですので、その辺の経過を確認させていただきながら、私どももその実施要綱の制定に向けて取り組みたいと、このように思っています。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（村嶋 基君） では、高齢者等の住宅支援の中で、固定資産の減免についてでございますけれども、固定資産の減免につきましては、税法、条例、そして施行規則に定めております。この中で、貧困により生活のため公費の扶助を受ける者の所有する固定資産、これは免除になります。また、傷病により所得が著しく減少し、または異常の出費を要したと認められる者の所有する固定資産、これについては減免の対象となります。

ただ、これにつきましては、個々に申告等をしていただきまして、それを私たちの方は調査をさせていただきます。言うならば、生活困窮、そういうことを調査対象としまして、これがこの条項に合えば減免となります。

ただ、沢登議員がもうされています収入ない方の所有する固定資産の減免、これは一定の収入とか、そういう方一律ということで解して見れば、今の現状、この法律から一定の収入の方 - 以外の収入の方、それを一律にということとは難しいと思います。個々に判断していきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 3番目の廃棄物の問題の件でございますが、1番目のご質問の件でございます。

この廃家電のことにつきまして、どのように指導、監督、改善されたのかというご質問でございますが、昨年ご存じのとおり、4品目のうち、冷蔵庫、テレビについてはルートへと、そしてまた、エアコンと洗濯機につきましては処分を施設で継続という中で、今年5月と8

月に指導、監督に関する基準を設けまして、当該施設の立ち入りを調査いたしまして、その中で洗濯機、エアコンについて、定期的に処理されていると、こういう確認をしているところでございます。

また、それと同時に、この業務の報告書も提出を求め、これは四半期ごとということで、3カ月に一遍ということで、まず、この6月分まで3カ月分の定数が次のところでございます。

また、この資料の提示ということでございますが、この部分につきましては、この4月ですか - からこの3カ月の業務、状況報告書というものが、この帳簿という部分の変える形で提出をされていますので、この報告書を継続して提出を求めながら状況を見ていくということでございます。

それから、2番目のこの4品目を一般廃棄物とする必要性はどこにあるのかということでございますが、現に、この下田市内に破碎ごみ処理施設、粗大ごみを破碎する可能な施設が存在しておりまして、また、廃掃法におきましても、特定家庭用機器一般廃棄物と、こういう形でこの家電につきまして位置づけをされていると、こういう判断の中から処理は可能としているところで、一般廃棄物という法の中という - 廃掃法の部分でということでございます。

また、廃家電の残査は、市は有料ではなくて業者自らが処分すべきではないかと、このようなご質問でございますが、当業者の施設が粗大ごみの破碎のみを処理できる中間処理の施設でございますので、これ以外に発生した、自らの残査を処分することは禁じられているという部分、要するに、それを処分しますとなると、自分で焼却施設を設けて焼却するとか、また、それがなければ他へと委託して処分をしなければならないというようなことが生じるわけでございますので、その委託するという、処分について禁止をしているところでございます。

それから、次のご質問でございますが、業者が直接処分しているものは破碎処分費だけではないということでちょっとお話がありました。市が委託している部分が破碎費用であるということではなくて、持ち込みしている部分につきましても、30円が20円というような、これになるわけですが、そういう部分でとらえますと、その料金というのは処理費用、破碎する費用だけの経費だというふうにとらえることができると思います。

また、ただ廃家電の部分につきましては、別料金という部分で、それ以上の手間がかかっていますから、破碎処分費だけではないということで、そういう料金になっていようかと思えます。ということですね。

あと4番目でございますが、この小型粗大ごみは効率上、業者計量とするということに対するご質問でございます。

作業効率ということで、例えば、この清掃センターへ一度計量で運搬して、また、その破砕施設の方へ運搬するという、この運搬の往復という部分の作業効率上という部分で言っているところでございますけれども、こういう委託業者との信頼関係の中で処理をしているということが前提でございますして、立ち入り調査の結果、計量は適正に行われていると、こういう確認をしているところでございますして、今後も必要があれば立ち入りの調査を、そういう計量についてもしていくというような方向もしているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） それでは、海水浴場の関係で、市長の答弁した以外の部分を答弁させていただきます。

まず1点目ですが、海水浴客がなぜ増えたのか、なぜ減ったのかというようなご質問がありましたけれども、この原因はなかなか特定できなくて難しい問題でございますけれども、1点、田牛まま減っていますけれども、田牛はこのところ大分砂浜がなくなってしましまして、パトロールへ行きますしても、ちらほらというような日が多かったもので、あそこはある程度原因がわかりますけれども、ほかのところはなかなか難しい状況でございます。

そして、誘客、来遊客を増やすための誘客はどんなことをすべきかということでございますけれども、現在、誘客対策につきましては、ポスターとかチラシ、いつもやっている部分ですけれども、あとキャラバンとかキャンペーンに行っております。最近は大田市の職員もキャラバンに同行していくようにしております。

もう1点は、最近は大田、要するにフィルムコミッション、ロケ誘致 を盛んにしております。ロケが人気があって来てくれるものですから、その海水浴場きれいだから行ってみたいというような誘発をしていきたいということで、ロケ誘致にも今力を入れている現状です。

次に、パトロールを実施して、どんな安全な確保をしたかということでございますけれども、毎日パトロールをしておりますけれども、原則的には9カ所なるべく行くようにしております。特に白浜大浜海水浴場は不法営業に対する注意を行ってきております。また土、日には警察官の同行も求めて色々注意をしておりますけれども、なかなか、我々が行くと隠れるとか色々なことがございまして、撲滅ということにならないのですけど、なるべく 浜に顔を出して、そういうことを少しでもやらせない（ということ を念頭にやっております。）今

後も原田支部及び警察の方と連携して対応していきたいと思っております。

それから、本年原田区が夏期対の復帰したということで、管理上どのような問題があったかということでございますけれども、一番の問題は収入源の確保でございます。急に決まったということもありませんし、7年ぶりということもございまして、収入源の確保が一番大変だったと思っております。それで、下田市としても、その部分、ごみの収集の協力、それから補助金の維持、一応去年並みということで維持するということで、あと白浜観光協会の協力の働きかけなどもいたしまして、ボランティアの活動もございました関係で何とか、まだ正式な決算出てきませんけれども、乗り越えたというふうに思っております。ただ、一番の問題は財源の問題でございました。

それから、本年はシャワー休憩所等を浜地内にサービス施設がなかったけれども、今後海水浴場としてどのようなサービス施設が必要と考えるかという質問でございますけれども、今後もとりあえず、とりあえずといいますが、今後も下田市としては原田区に夏期対を継続していただきたいという考えは持っております。サービス施設については、特に、浜地内の営業について地元も慎重になっております。いろいろな経過があって慎重になっています。そういうことで、ある程度、ただ、収入源の道を得ていきたいということで、安定した管理を行うためには必要なものではないかと思っておりますので、今後、原田区と協議して、レンタル等を何とか浜地内でやるようなことを協議していきたいと思っております。

次に、かつては浜地内に営業施設を設けてやっていたということで、その収益金が管理、整備に充てていたのが、今は不法業者のためにやっているようなことになってしまっているということで、今後どうするかということでございますけれども、まだ未定なんでございますが、原田区の夏期対へお願いして、収益事業を夏期対が行い、安定収入を確保しながら運営していくことが一番いい方法ではないかと思っております。そういうことで、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 山の家の関連について答弁させていただきます。

まず、5項目の1点ですけれども、工作館寄附と施設利用についてということで、指定管理者はなぜ寄附することにしたのかということですが、昨年来の議会の論議を踏まえまして、その内容を理解していただき、寄附していただくことになったものでございます。

それから、工作館を今後どのように利用していくかということですが、地域の資源を活用

し、都市と農村の交流による地域活性化を図るため、山の家利用促進に寄与する工作活動交流の場として活用したいというふうに考えております。

それから、占有に利用する形態でないため、無料とするのはどういうことかということでございますけれども、これにつきましては、前も、行政報告のときにも申し上げましたけれども、寄附申し込みのあった建物は工作等の作業室であり、会議や休憩に1室を占有して利用する形態でないこと。それから、自主事業等、来場者の多目的自由利用施設として活用したいということがあり、使用料の設定はしないことといたしました。

それから、条例上、規定しなくてどうして公の施設の公平な運営を保障することができるかということですが、利用に際しての公平性の確保はどうかということですが、地方自治法第244条、公の施設の項に、次のようにうたわれております。

1、不当な理由に基づかない利用の禁止、不当な差別的取り扱いの禁止がうたわれております。また、あずさ山の家管理業務仕様書の中に、公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利、あるいは不利となるような取り扱いをしないこととあり、公平性は確保できると確信しております。

それから、農具資料館の件ですけれども、農具資料につきましては、2階部分に展示されておりました。これは現在の指定管理者以前からそういう状態でありました。施設の利用につきましては、よりよい利用となりますように再検討したいなというふうに考えております。

また、農具の収集についても、前に大分、いっぱい集めたんですけれども、公社管理の次代にかなり淘汰されて少なくなっているという状況があります。農具の収集についても、また関係する団体等もありますので、また協議して検討していきたいと思っております。

それから、あずさ山の家井戸水の利用についてですけれども、周辺の5軒に配水しているのは井戸水であると、市の財産である物品を無料で提供することは議決案件であると、自治法96条の規定にも議決案件ということではありますが、この周辺の5軒に配水してきたという経過につきましては、あずさ山の家のもともとの水源は稲梓川を隔てました反対側の引沢というところの沢水を利用しております。この沢水は山の家周辺の方々、五、六軒につきましても利用をしておりました。今回、今回といいますか、山の家を農村体験宿泊施設として新規にやる - 事業展開するということで、その周りの取水をしている方と協議を数多く重ねまして、周辺に給水をするということになりました。口村地区につきましては、特に水に困っている地域であるということは皆さんご存じだと思います。

そういうことと、それから山を家の運営を円滑にしたいということで、建設当時から給水

を続けてまいりました。これらのことから、公益上必要な行為との認識で継続してきたもので、下田市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例の第6条、公益上の必要に基づく譲渡はできるとあり、議決要件ではないというふうに考えております。

それから、430トンの水の地域振興利用なんですけれども、各方面のいろいろなお意見を伺いながら検討していきたいと思っております。

それから、あずさ山の家の宣伝として水を使うのは - 井戸水を使うのは問題ではないかと、飲用については自己責任でお願いしますの注意書きは何を意味しているか。これは滅菌していない原水であることを認識していただくために書いてあります。ちなみに、先般たまたま水をくみに来た方がいまして、どうですかと聞きましたら、これは滅菌していない水でしょうと、そういう注意書きだよという判断だというご意見を伺いました。

それから、市が滅菌していない水を配水、配るのは道義的にいかがなものかということでありますけれども、先般、賀茂健 康福祉センターの方に現地を確認していただきまして、水道法、食品衛生法ともに問題はないというご意見をいただきました。特に、水の配布を中止する、そういうご指摘はございませんでした。今後は衛生の確保という意味では、水質検査の回数を増やすことを検討したらどうかという助言をいただきました。

それから、現在、指定管理者さんの方で月2回給水用タンクの消毒をやっていただいております。それで、毎日滞留しないように、滞留時間長くならないように、適宜タンク内の水を捨てて新しい水に常に交換しているということでありますので、衛生 面についても問題ないかというふうに考えております。

以上です。

会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで時間を延長いたします。

議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午後 3時56分休憩

午後 4時 6分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、沢登英信君の一般質問を続けます。

1番 沢登英信君。

1番（沢登英信君） 下田市の子育て支援の現状と課題について、とりあえず再質問を順次させていただきます。

園との折り合いがあって、この開催日を少なくせざるを得なかったと、こういう答弁かと思うわけですが、ここに下田市地域子育て支援センター事業の概要、下田市第3保育所、こういうスケジュール表がありまして、どういうことをやるかということをも市民に明らかにしております。それ読み上げてみます。

1、保育所の行事や子供遊びに参加するおもちゃ箱を月1回開催する。生まれ月の子供の誕生会を祝う会、誕生日会を月1回開催する。専門のコーチによる実技や講演会、育児講演、お母さんのための勉強会、おしゃべり会を開催する。4、母親同士の自主サークルちびっこクラブを援助する。5、子育て支援センター室（おもちゃ箱ハウス）を設け、常時親子が集い、遊ぶ広場として開放する。園庭・園舎を週2回開放する。市民に明らかにしていますね。なぜこれができなかったのかという確認です。これをやれば7回なんていうことになる、12回になるはずだと。

やはりこのエンゼルプラン、新エンゼルプラン、そして今日の - 平成15年に策定されました次世代の支援推進法に基づきます、この少子化対策を市としてしっかり進めていこう、法律にも裏づけられているこの事業の重要性を当局はきちり認識していないと、こういう結果ではないかと思うわけです。ぜひとも市民に約束したことは、約束したとおりサービスをする、こういう姿勢をまず確立をしていただきたい。

こんなチラシだけではなくて、課長の方からいただいた伊東、裾野市の実施要綱案がありますが、裾野の方は委託をするという考え方の方でありますので、伊東市の方は直営でやる、下田市と形態が同じだと思うわけです。月曜日から金曜日までやっている。しかも、保育所とは違って、9時から1時半という午前中の限られた時間でやっているわけですから、これが園の都合上できないなんていうことは理屈にならないと僕は思うわけです。調整ができるはずだ、そう思います。

ぜひともお母さん方が強く要望している、そこにおもちゃ箱ハウスという部屋があって、その部屋は保育に使っていないわけですから、保育園の保育には使っていない部屋で、し

かも 160万円かの補助金を受けて専任の保母がいて、さらに、それをフォローする古い保母さんがいると、こういう体制でやっていて、去年は保母が一生懸命でやったから、今年是一生懸命じゃないからできないなんていうようなことはやはり何かおかしいんじゃないかと思うわけでありませぬ。この持っている事業の重要性と指導していこうというこの担当部局の姿勢が - この10年前からの姿勢があいまいにされていたと。したがって、実施要綱もつくっていないと。どこでやる、何時から何時までやる、何曜日と何曜日をやるということをしきり決めて、来年は取り組んでいただきたい。

なお、今年についても、自ら約束したことは、これはできるように計画を練り直してお母さんたちの要望にぜひともこたえていただきたいと思いますが、再度答弁を求めます。

それから、産婦人科、小児科の体制につきましては、市長が大変頭を痛めて一生懸命やったださるといふ思いが伝わってきます。今、状態は白井医院さんをなくならせてはいけないうと、こういう危機的な状況に来ていると思うわけでありませぬ。そういう意味では、ぜひとも行政としても国・県に働きかけると同時に、白井さんの要望を受けて、市でできることはぜひとも具体的な支援策をつくっていただきたいと、要望であります、どうお考えかお聞かせください。それで 170人からの出生するお子さん、新生児がいるわけですから、お医者さんがいなくても、それはどうしても出生そのものは必要になってくると思うわけです。今、国の方はお医者さんがいないなら助産婦さんを使えと、このような方向も打ち出しているようでありますけれども、この助産婦さんの状態というのは下田市でどうなっているのか。早急に、出産をとめるなんていうわけにいかない緊急の課題でありますので、ぜひともそういう取り組みを強めていただきたいと思うわけでありませぬ。

昨年たしか 11月には全国自治会、あるいは市町村会等も国に意見書を上げていると思いますが、ぜひとも、市長もその先頭に立って、この問題の解決を図っていただきたいと思いますが、再度、この点について質問いたします。答弁求めます。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 産婦人科の方の問題につきましては、先ほど述べさせて いただきました。特に、白井さんから市に対して、こういう支援をしてくれという要望はございません。でも、大変大事な病院でございますから、また、情報等を担当課を通じて集めさせていただく、そういうふうに行きたいと思ひます。

現実に今、静岡県自身がもうお医者さんが少ない県なんですよ。全国でも多分、県の中では 39番目ぐらいの位置されている。以外に浜松とか向こうへ行くとすごく病院が多いです

から、お医者さんいるみたいです。浜松は全国平均を上回っているんですけども、あと県内では本当に静岡とか三島ぐらいが全国平均とんとんぐらいで、あとはめちゃくちゃ少ないわけです。ですから、今、掛川とか菊川の方とか、病院のいろいろな問題点を抱えて - 大変人口が多い割にお医者さんがいない問題を抱えているわけです。

ですから、今、議員がおっしゃったように助産婦さん、今、師というのかな、助産師さんという中での問題点というのは、今後やっぱり大きな問題になってくるんじゃないかなというふうに思います。現実にはやっぱりお産をさせるというか、ほとんどが普通の - 正常のお産の場合ですと、大体助産師さんがやられているというのが多いと思うんですよ。ですから、国もやっぱりそういう助産師さんをいかにつくっていくかとか、助成制度をつくるかとか、いろいろなことを考えているみたいで、今全国でも約2万6,000人ぐらい助産師さんがいるというふうに聞いています。

ですから、そういう中で、お医者さん1人いれば、助産師さんが何人かいれば十分な産科の対応というのできるわけですから、そういう面で、今大きな病院なんかの院内助産所というのをつくっていますよね。だから、対応はほとんど助産師さんが相手して、産婦人科の先生の仕事の量を減らすというような仕組みづくり、こういうことをやっています。

それから、先ほど言ったように、やはり地方の市長が幾ら頑張っても、この問題点というのは焼け石に水のところがあるんですけども、県の方でもしっかりその辺のことは考えて、例えば浜松医大のああいう定員ですね、学生の定員を、例えば20人ぐらい地域枠というのをつくって増やしてもらいたいというような要望、例えば120人ぐらいにしようという - 20人ぐらいは新たな静岡県の地域枠みたいな学生の定員増ということで、知事も県議会の中でそういう答弁をして頑張りたいと言っているんですけども、去年は採択されませんでしたよね、国の方で。全国で10ぐらいの県が、この定員増ということで国立大学の医学部の方の定員増をやったんですけども、浜松の方はだめでしたね。

でも、今年のまた2月ぐらいの県議会でも知事は、しっかりそれをやっていくということを行っていますので、そういう県のやっぱり補助制度というか、医学生の奨学金ですね、そういうものを拡充していただいて、ちょっと時間かかるかもしれませんが、そういう学生を県が補助をして地元に残るというような制度をしっかりとやっていただきたいという願いも、前に一度県の方に我々も行ってお願いした経過があります。

ですから、今年の厚生省の財産、予算というのを今ある程度締め切ってやったんですけども、国もやっぱり産婦人科とか、小児科とか、救急だとか、こういうところに対しては、

昨年度よりか 10Q 昨年度というか、79%ぐらいの予算増、ですから、年間で160億円ぐらい、そういうお金をつけて、こういう制度をしっかりとやっていこうというような国も大分動き始めましたから、やっぱりそういうことが実現するように我々も運動していくしかないのかなと、こんなことで頑張っていきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 子育て支援センターの更なる充実を市民に向かって約束したものはしっかり守ると、今、こういう叱咤激励だと思っております。

現実の中で、少しでも開放日が増える要素があるのかないのか、再度私出向いて、それは確認をさせていただきます。今年度中にできるものがあるのであれば、それは1日も早く実現するように努めてまいります。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） ぜひとも課長や市長のこの点については努力を再度お願いしたいと思います。

2番の高齢者への住宅支援であります、生活保護の中の住宅扶助1,616世帯、2,170人が受けているわけですが、この世帯平均は3万2,756円です。1カ月分の家賃です、払っているのは、ですから、大体市営住宅はご案内のように200円から2万円台、大体多くのが6,000円とか、7,000円の人が多いと、こういう実態になっているわけですので、市営住宅に住むことができれば、高齢者の人たちが大変、それを医療費等々に回せるというような状態になるわけであります。

ところが、34件も、これは事情はあるでしょうけれども、失礼しました、42件も政策空き家というような形で放置をしていると、こういうことではやはりいけないのではないかと。住宅プランをつくる際には、この市営住宅の持っている低所得者への社会的な意義というのは十分理解して実現をしていただきたいと、このような現状を解決していただきたいと要請して次の問題に移ります。

3点目の不正違法な廃棄物処理行政の改善についてであります、一般廃棄物として認めただので、残査物は市に持ってくるしかないんだと、こういう答弁でありますけれども、そもそもなぜ一般廃棄物としてまとめる必要があるんだと。リサイクル法という法律ができて、この4品目については、認めた条件から外すという条件をつけることだってできたと思うわけです。それをそのまま、従来と変わらないまま認めている当局の姿勢、不透明さというの

は指摘せざるを得ないと思うわけであります。それはしようがないとして、当局の言い分を認めたとしましても、その残査物の量がどのくらい出てくると理解をしているのかと、これの答弁がない。

それからまた、有価物をあげると言っているんですけども、それは金額にしたら幾らあげていることになるんだと、そういう実態の答弁が全然ないわけであります。そういうことから言えば、残査物は当然かかる経費を全額いただくような交渉をする、こういうことが当然必要になってくると思うわけです。リサイクルにのせれば、この家電4品目は全く市の処分にはかかわらず、生産者の業界が対応してくれるということになるわけですから、それをあえて市が引き受けて、その一番残査のお金のかかる部分のところを援助してやろうというようなことにも受け取れるわけですので、大変不正が残ると。

それから、再度の質問になりますが、この計量については、効率を理由にして業者に計量させていいというような問題ではないと、姿勢の問題でしょう、当局の。当然、有価物としての委託した量の収集物の計量は自らすると、あるいは公的なものをもってするというのが当然のことでしょう。それを私の企業の計量器で計量していいなんていう理屈がどこから出てくるんだと、こういうことであります。

それから、認可の問題については、次にまた質問する方もいるかと思しますので、時間がございませんので割愛をいたしますが、1点だけ、この4の市長が言うところの禁固刑や暴力行為があってはいけないと、あるいはこの中のトについては、そういうおそれのある者については、許可してはならないという1項がありますね。ご案内のように、市長自ら教示しなかったということで3カ月の減俸処分をしましたがけれども、違法なこの家電4品目にかかります違法行為をしたのは、この業者であることは間違いのないと思うわけです。罰は受けておりませんが、違法行為であるということは周知の事実で改まざるを得なかったと。こういう経緯があるわけですから、こういう経緯の業者を全くそういう条件もつけずに従来と同じように許可すればいいんだと、この姿勢は大変不透明だと批判されるべきものと考えますが、市長はどのように考えているのか、再度この点についてお尋ねします。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 先ほどの10項の中の欠格要件の中で、この更新を許可した中で業者のそういう不誠実な、あるいは議員がおっしゃれば不正というような、これに対して大変当時、この法改正というのを全く我々当局が理解をしていなくて指導できなかったという形で、我々このテレビと冷蔵庫の問題等やらさせていただきましたけれども、そういう中で、途中

の中で過去に与えた許可というのも正式な文書でございます。あれは全協とか議会でもご報告申し上げましたように、途中でも追認というような形をとらせていただきました。やはり市からそのような正式な許可証がもう既に平成 13年の段階から出ているわけでございますので、今回の更新につきましても、この 10項の項目には当たらないという判断をさせていただいたという、先ほどご報告を申し上げたところでございます。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） あと質問の中で、なぜこの家電について一般廃棄物として認めているのかというご質問でしたね。

この部分に、ご質問になりましたのは、13年の原点にというんですか - に戻るような論議にもなるかと思うわけでございますけれども、その原点の部分におきまして、家電リサイクルで言う、その処分の基準というものが、この一般廃棄物の廃掃法の中でも、先ほど言った家電、特定家電用機器と一般廃棄物という位置づけの中から、この現施設でその処理が可能であるという、そういう判断をした中での今回継続しているという継続の中での部分でございます。

それから、残査物の答弁ということでございますが、今、洗濯機、エアコンが処理されているところでございますけれども、この残査物につきましても、先ほどご報告申し上げた四半期ごとの報告という部分でありまして、そういう計算というか、試算というか、しております。また、実際にその部分について有償として持ち込まれたものということで見ますと、大体4月から6月で900キロという状況でございます。これを単純に1年間というふうにとらえますと、そうはどうかあれですけども、3.6トンぐらいになるかというふうな判断をするんですけども、これを1年当時の量というものに比較してみますと、大体4分の1ぐらいの量に減っているのが現状でございます。これが実態でございます。

また、有価物のことでございますが、これはやはり市場のいろいろな動向等、スチール、アルミの単価の動向が結構変動がある部分もあって、なかなかどのくらいのものが金額になっているのかという判断というのは難しいところがございまして、一概にここで幾らですということ自体、ちょっと私自身も危険性があるんじゃないかというような判断もしまして、ちょっと答弁を差し控えさせていただければなというふうに思います。

また、計量は自らということでございますが、物理的に可能であれば、それが一番いいわけですけども、現に今の施設を見ますと、なかなかそういう状況がつかうことはできない。また、リサイクルで収集しているのが、午前中の収集ということで、その収集を、また計量

が2時までというような状況で今させていただいているわけですが、そういう中で混雑を要するという、そういう部分も計量の部分で業者の方の計量というようなことでさせているのが現実でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 雑誌、新聞、古紙等については有料で、むしろ買っていただくような交渉をするという市長の答弁がありましたので、そういう点はぜひとも評価をしたいと、頑張っていたきたいと思うわけであります。

しかし、先ほど指摘してきた点は、この業者との不透明な関係を改める根本のところの1つであると思うわけです。計量の問題だとか、有償であげるけれども、それが幾らになるかわからないなんて、こんな状態で行政をあずかっているとしたら、まさに怠慢だと言わざるを得ないと思うわけです。市民には、このごみの料金の値上げをしておいて、議会にはこの焼却炉の修繕のために7億4,000万からの2年間で修理をしたいと言っていながら、その金額が把握できないなんて、そんな答弁は今後改めていただきたいと、ここで議論しても時間のむだになりますので、要望としてお伝えをしておきたいと思えます。

次に、白浜大浜の海水浴場の件であります、第10条にのっている審議会を早急に方向づけてくださるということでありますので、ぜひともこの問題解決のために、市民の知恵をここへ集めて、ぜひとも早急に解決をしていただきたいと。

一言だけ申し述べておきたいことは、先ほどの藤井議員の関係で、ちゃんと条例が、海水浴場条例があります。期日を決め、場所を特定し、海水浴場として提供するというのをうたっているわけですから……

議長（増田 清君） 3分前です。

1番（沢登英信君） ぜひとも、そのご理解を求めたいと。

それで、何分前といいました。

議長（増田 清君） 3分です。

1番（沢登英信君） 3分前ですか。

次の5の農村体験施設のことについてもお尋ねします。

この水量の問題は議会の議決事件ではないと、条例に決めてあるからいいんだと、そんなばかな答弁をしているようじゃしょうがないと僕は思うわけです。なぜばかかと言うと、地方自治法の96条で議決事件だと定めてあるものを条例で否定するなんていうことはできるわ

けないでしょう、法律で決めてある条文の上の条文が決めてあるものを。その5軒の人たちの経緯は僕も知っていますよ、その担当していましたから。だから、その5軒の人たちの中の配布することに問題があるということではなくて、せっかく 430トンもの水を確保できたんだと、これは大きなその地域の人たちの財産であるわけです。業者の方は狩足の水として売り出したいと、こういう思いもあって一定の行動もして、なおかつ、その資源としては余っているという現状があるわけですから、これを当局としてどうするか議論をする。そして、市民に大きく議論を広げるという意味で、議案として議会にこの問題を出して、どのようにしていくかというようなことを議論するということは、当然必要だろうと思うわけです。

当局のやっていることは、この業者に井戸を掘ってもらって、このあがり全部自分ちのものだよと、常識では通らないような仕組みのことを平気で議会に出して、ただ単なるつじつま合わせをしているという、こういう姿勢を批判をされていると、改めろと言われているんだということの理解を求めたいと思うわけでありませう。

以上です。見解を求めます。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 海水浴場の関係で審議会を開催するということは、これは市長も言っておりましたとおり、開催に向けてやりたいと思っております。

それから、藤井議員さんの方の議論ですけれども、公の施設なのか、観光施設なのか、どちらでもない施設なのか、この辺はこちらも整理したいと思いますので、今日は一応決着をつかなかったものですから、整理をして見解をまた出したいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） ばかな答弁というお言葉ですけれども、もう一度自治法の 96条ごらんいただきたいと思っております。96条の6、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払手段として使用し、また適正な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸し付けること、これについては議決案件ですよとうたっています。

ただし書きです。条例で定める場合を除くほか、条例で定めてある場合は、ここでは議決案件でないですよという表現をしております。

下田市の財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例、これが昭和 39年 3月 31日に制定されております。この中に、第6条に公益上の必要に基づき、他の地方公共団体、その他

公共団体、または私人に物品を譲渡するとき、これについては議決案件ではないですよというふうに出たっておりますので、この辺は前回、6月にもお話ししたと思うんですけども、この辺の見解は - 私どもの見解はそういうことだということでご理解願いたいと思います。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 飲む方にあげている水は、物品ですか、行政財産ですか。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 水の見解につきましては、6月にいろいろ申し上げましたけれども、物品でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） そうであれば、当然あげているんですから、不用の決裁をしてきっちりやっていますか。やっていないでしょう、そんなことは。

議長（増田 清君） 質問終わりですね。

1番（沢登英信君） はい。

議長（増田 清君） これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ご苦労さまでした。

なお、この後、姉妹都市である沼田市訪問の打ち合わせを行いますので、議席番号の1番から4番の議員及び12番から14番の議員の皆様は第1委員会室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 4時34分散会